

ミニボートピア設置検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 29 年 3 月 14 日（火）午前 10 時 30 分～午後 3 時 12 分

休 憩 午前 11 時 45 分～午後 1 時 00 分

午後 1 時 55 分～午後 2 時 05 分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、2 番 神谷 利盛、3 番 柳沢 英希、
5 番 長谷川広昌、6 番 黒川 美克、7 番 柴田 耕一、
8 番 幸前 信雄、9 番 杉浦 辰夫、11 番 神谷 直子、
12 番 内藤とし子、13 番 北川 広人、14 番 鈴木 勝彦、
15 番 小嶋 克文、16 番 小野田由紀子
オブザーバー（副議長）浅岡 保夫

2. 欠席者

オブザーバー（議長）杉浦 敏和

3. 傍聴者

報道機関 6 名、市民 25 名、
市長、副市長、教育長、
企画部長、総務部長、市民総合窓口センター長、福祉部長、
こども未来部長、都市政策部長

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 請願第 1 号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める
請願
- (2) 請願第 2 号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める
請願
- (3) 請願第 3 号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケット
ショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請
願
- (4) 陳情第 2 号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情
- (5) 陳情第 3 号 二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情

7. 会議経過

事務局長 去る 3 月 2 日の本会議でミニボートピア設置検討特別委員会が設置され、本委員会に付託されました請願第 1 号から請願第 3 号まで、陳情第 2 号及び陳情第 3 号につきまして、審査をしていただくことになりました。

なお、本日、委員会の傍聴の申し出があり、副議長において傍聴を許可いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、高浜市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、内藤とし子委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長挨拶

臨時委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしました。これより、ミニボートピア設置検討特別委員会を開会いたします。

これより委員長の選出を行います。お諮りいたします。選出の方法は、投票による方法と、指名推選による方法とありますが、いずれの方法によって、選出したらよろしいでしょうか。

意（８） 指名推選でお願いします。

臨時委員長 ただいま指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。指名推選と発言をされた委員に、どなたか指名をお願いします。

意（８） 黒川美克委員をお願いいたします。

臨時委員長 ただいま委員長に黒川美克委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、黒川美克委員が委員長に選出されました。だいま委員長に選出されました黒川美克委員に就任の御挨拶をお願いしますが、その前に席の交代をさせていただきます。

委員長挨拶

委員長 それでは、これから副委員長の選出を行います。お諮りいたします。選出の方法は、投票による方法と、指名推選による方法がありますが、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（８） 指名推選でお願いします。

委員長 ただいま指名推選との発言がございましたが、これに御異議ござ

いませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。指名推選と発言をされた委員にどなたか指名をお願いいたします。

意（８） 杉浦康憲委員でお願いいたします。

委員長 ただいま副委員長に杉浦康憲委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、杉浦康憲委員が副委員長に選出されました。ただいま副委員長に選出されました杉浦康憲委員に、就任の御挨拶をお願いいたします。

副委員長挨拶

委員長 去る３月２日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付をされております議案付託表のとおり、請願３件及び陳情２件であります。

請願第１号、請願第２号、陳情第３号については、提出者より、意見陳述の申し出があり、議会運営委員会において了承されていますので、意見陳述を行います。

それでは、当委員会の議事は議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

《議 題》

- (1) 請願第1号 二池町のポートピア建設同意に反対の決議を求める請願

委員長 それでは、提出者の方は意見陳述席に移動をお願いいたします。

意見陳述者登壇。

意見陳述（陳述者） 二池町の金原豊満と申します。大変貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私、二池町ポートピア建設同意の反対の決議のことについて、少し時間をいただきたいと思います。私がこの反対運動に加わった経緯ですか、ものはなぜかという、熊本の地震から始まっているんです。熊本の地震にですね、助けに行っただけですけども、そのときに大変まちの中が助け合い、町内会とかそういうものが助け合って、大変すばらしい環境に置かれているということで、感動して帰ってまいったわけでございます。そのときに帰ってきて2カ月、3カ月たったときに、こういう問題が起きまして、そのときには、私は信じ切っていました。町内会が、まさか賛成するとは思っていませんでした。

それで、私どもはまず署名運動を行いました。1,308という町民ですね、子供から全部合わせますと約2,400人ほどいるところの53%の方の署名をいただきました。

それでですね、町内会長のところへ持ってまいりました。そのときにですね、町内会長は受け取らなかったんです。町民の53%を、署名を受け取らなかったです。そのあげく、こんどき施設をつくられる碧海総合研究所の

社長であります野中さんところに、2日後に送ってしまったそうでございます。そんなことが、町内会で許される問題でしょうか。

私は、これは一度、会議にかけて、それで処理する問題だと思っていたものが、それから2日後に、送ったものが、野中さんから受け取りましたという手紙がきたということで、私のところに郵便で届きました。

町内会というのは、私が思うには相互助け合っていくのが町内会だと思います。それがですね、町民の声も聞かずに一方的に進めて、いままでまいったわけでございますけれども、それによって、私ども反対運動を起こしたわけでございますけれども、それに対して、きのうも町内から配られたものがございます。そこに3月7日付けで、人格のない社団の代表である私、金原豊満から、二池町内会則に基づく臨時総会の請求がなされました。金原が代表を務める各団体は、町内会に属さない法人であり、臨時総会の請求する権利のない法人でございます。このことは、同氏の回答書をもって通知させていただいております、とありますけれども、私のところの手元には届いていません。町内会の回覧には、もう皆さん回っております。私のところに届いてないものが、なぜ回っているかということが、一つ不思議ではしょうがないんですけれども。

それで、私どもは別に町内の有志が集まって反対運動を起こしておるわけでございますけれども、人格のない社団の代表である金原豊満というのは、どういう具合に私は解釈していいのか、いまだにきのう届いた書面を見まして、わかりません。皆さん方はわかられると思うんですけれども、私にはわからない。一生懸命パソコンで探してみましても、明確な答えが出てきません。

それで、二池町になぜポートピアをつくらなくてはならないのかということ町内会の役員さん、数名の方に聞いてみました。だれ一人、正確な答えを言ってくれる人はいませんでした。はっきり言われたことは、数名の方が、上から言われればしょうがないだろうと、やらなきゃしょうがないだろうと、そういう答えしか返ってこないものが、なぜ町内会の経費を

使って賛成運動をやったのか、私は、いまだにわかりません。中立といわれた町内会が、なぜ賛成のほうに傾いて運動したのかわかりません。

町内会というのは、私、調べてまいりましたら、こういう町内会というものを認めるには、市長さんの認可がいると書いてありました。ですから市長さんも、町内会を認可した限りには、町内会を指導してほしいということで、私どもお願いに上がったわけですが、市長さんは、大変、友好的に回答していただきました。会議のメンバー4人が市長さんと面談しました。その際、投票方法に関して、市長さんは、反対、賛成の双方がしっかり話し合ってから決めたほうが良い。町内会に話をするように伝えると言われて、大変、力強いお言葉をいただいたわけですが、その間に町内会からは、何の御返事もありません。

それと同時に、10月、去年の10月30日に臨時総会でこのことを決めるという案内を各班長さん以上に出されたんですけれども、そのときに何の詳しい説明もなく、延期だということになったわけですが、延期という理由は、私どもの推測するところですが、投票用紙。出席できない方をこういう具合に丸裸で集めていけば、どちらが賛成か反対か一発でわかります。反対が多かったから延期したのではないかという具合に私ども推測します。

なぜならば、そのあとに説明不足だということを書いてありました。そのあと一度も町民に対して、説明会を開いておりません。ただ一度あれですね、町内から出た文書は、保育園に上がった、幼稚園に上がったときには、これをあげます、これをあげます、小学校に上がればこれをあげます、中学校に上がればこれをあげます、ということを要望しますという文書を出ただけです。経過ですら説明もなく、突如年末に第2回目の臨時総会を開くと言っていました。

それで、そのときも同じように裸で名前のとこだけは隠して、賛否のここには全然隠さなくて。普通の投票ですと封筒に入れて、その当日に開票するのが、私どもは選挙だという常識で思っています。裸で集めて、賛否

がわかるもので、こんどきは賛成が多いと確信したから臨時総会を開いたという具合に受け取ってもやむを得ないと思います。

その中に、私どもは、町内会に臨時総会をもう一度やってほしいという要望出しました。陳情書を出しました。そのときに、私どもいろんなことを質問しました。その中に、たくさんの方がいるんですけども、欠席者の用紙を集めたときに、賛否、私は責任がとれませんから、賛否は書きませんでしたという方もいました。町内会さんは、そんな白票は一票もございませんでしたという説明でございます。町内会の班長さんを見捨てた説明でございます。

それから、もう一つは、こういうことが回答がきています。町内会の臨時総会の際の開票模様を、班長さんがビデオに撮られたそうです。皆さん方のところにも、手元に入って、その様子を見ていると思いますけれども、このビデオを撮影は許可しておりません。どなたかが盗撮されたものであり、その行為は無許可で法律に抵触する行為であり、誠に遺憾なことでありますというように回答はしています。1時間以上の撮影をですね。

委員長 陳述人、すいません。

意見陳述（陳述者） はい。

委員長 私が冒頭、ちょっと説明を落とした部分がありますので、今の陳述の内容というのは、あとの陳述のほうにもひっかかってくるわけでしょうか。それとはまた別。

意見陳述（陳述者） はい、別です。ということは、これはきのう町内会が発表したものでございます。

委員長 申しわけございません。最初の方に私が陳述の説明を申し上げる前にもう立たれて話を進められてしまったんで、僕は遮らなかつたんですけども、冒頭、意見陳述は、請願の趣旨、項目の範囲内に限りますと。時間は、おおむね10分以内とし、事前に提出された請願書以外の書類等の配布を禁止いたします。意見陳述後は、退室していただくか傍聴席への移動をお願いしますという、そういったことを事前に申し上げなかつたのが

いけなかったんですけれども。

意見陳述（陳述者）　　そうですか、聞いていませんでした。じゃあもう一度やり直していいですか。

委員長　　いや、もう時間が。

意見陳述（陳述者）　　だから、やり直してもいいですか。私、その趣旨に対してあと。

委員長　　端的に、あと、すみませんけれどもお願いいたします。

意見陳述（陳述者）　　じゃあ端的にやらせていただきます。

それではですね、私どもは、請願書に書いたものがあります。先ほど言いましたように、1,308人の署名簿は、ボートピアの社長さんところに送られたということを言いましたけれども、そのときに撮影したものに対して、町内会の班長さんから言われたことによりますと、一部の役員が、班長の賛否を把握できる状況つくったということは、先ほど説明したとおりでございますけれども、このときにですね、一つは、理事さんが、班長さんの家へ回った方がいます。もう一方は、書留で2日前に、賛否を集める2日前に、郵便物で送ったという、こういう異常な状態で、おかしいじゃないかということではありますけれども、そういうですね、でたらめな選挙というですか投票しまして、それが本当に高浜市のためになるんだろうかと思うんです。

高浜市では、市民憲章には、きまりを守り、住みよい社会をつくります。それから第6次総合計画の目指すまちの姿、土地利用、二池は住居系ゾーン。犯罪発生件数の減少、交通事故発生件数の減少という具合にうたっています。

でもですね、1日500人から集まるボートピアができますと、当然車は、野中社長の説明によりますと、大体1日に430台車が来ると言っています。それで、交通事故は危険性を増すと思うんです。増すと思うものをなぜ、あそこの新しくね、高浜市へ入ってきてくれた、ほかのまちから来てくれた、若い御夫婦の方ばっかでございます。あの地区は。そこ、子供

さんが当然います。

先ほど議会でもありましたように、公園が少ないです。あそこには、遊ぶ公園がございません。大きな道を隔てて行かないと、危ないです。そういうところに、ポートピアをつくっていいものでしょうか。

私は、それは市の皆さん方のお考えと反するものだと思います。だから、単なる二池町の町内会が暴走しただけのことだと思いますし、皆さん方の良心を信じております。

私は、お金ほしさに失うものがあるということが、あると思います。ポートピアで2千万円とか、2千何百万円入ってくると、そういうお金ばかりぼっていて、町民の、市民の不幸を招いたらどうするんでしょうか。それが、私にとっては大変な心配でございます。

どうも皆さん、ありがとうございました。

委員長 これをもって、請願第1号の意見陳述を終了いたします。提出者におかれましては、退室していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

それでは、請願第1号、二池町のポートピア建設同意に反対の決議を求める請願について、意見を求めます。

意(3) 私、3番委員、柳沢でございます。私は、請願3号におきまして、賛成の立場で紹介の議員となっております。二池町にも住んでおられて、この二池のポートピアの建設に、同意に反対する決議を求めるこの請願書、請願第1号に対しては、私は、反対の意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず一つ目、先ほど、でたらめな投票というお話がありましたけれども、私も町内会さんのほうにいろいろとお話を伺っております。今までの総会でおかれるような投票のやり方であったり、委任状を配布するような形で理事さんが班長さんを回っていると、そういった形の今までの投票のやり方、慣例に即してやっているということが、まず言えます。

それから書留で回収の締め切り日の2日前に郵送されていたというふう

にも、こちら、請願書に書いてありますけれども、実際2日前に郵送されたものではなくて、しっかりと郵便局のほうにも投函された日にちが残っているということでございます。簡易書留というのは、自宅にその御本人の方がいなければ、それを受け取ることができないということもございしますので、留守にしていれば、受け取る日にちが遅くなっていくということは、あったのではないかなと推測はできます。

それから、白紙の投票があったのではという御説明もございましたが、実際、町内会さんに確認をしますと、白紙で出てきたものは1枚もないということでございます。なぜ、じゃあ班長さん、投票された方々が白紙で出したというような回答をされたかなと。あくまでも、これも私の推測でございすけれども、1回目の投票が行われている際に、反対の方が、班長さんを回り恫喝をされたという記録も、町内会のほうにも残っております。これは、警察のほうにも報告済みでございすけれども、そういったこともありまして、2回目の投票のときには、班長さん方に迷惑がかからないようにということで、誰が賛成し、誰が反対したかというのがわからないように目隠しのシールをつくったというふうに伺っております。そういった投票があったあとに、また、班長さんのところ回って、恫喝をしていくような形をしていけば、それはやはり班長さん方も、なかなか答えは言いにくいと。賛成の人が回ってきても、反対の人が回ってきても同じような回答されたのではないかなと思います。

あと、まだほかにも案件が上がっておりますので、これぐらいにしまして、私は取りあえず、請願第1号に関しましては、反対を述べさせていただきたいと思っております。

意(15) 請願趣旨の中に、でたらめな投票とありますが、この、でたらめな投票であるかどうかの判断は、これだけではできませんので、この請願第1号には反対します。以上です。

委員長 ほかに。

意(8) 基本的には、この請願には賛成させていただきます。町内会と

というのは、基本的に助け合い、先ほどおっしゃられたように、助け合いの組織だというふうに思っております。

それと、公営ギャンブル場、これをつくる場合は、地元の同意というところで、町内会の賛成っていうことが背景にございます。この国土交通省のがつくられた背景を考えると、当時は、町内会の加入率がほぼ 100%。現在、二池町の町内会の加入率っていうのは、60%を切っております。

その状況の中で、民意がそういうふうにしたというふうにはとても考えにくいというところと、あと、こういう請願、陳情がたくさん出てくる状態で議会に諮られるということは、地元の合意が得られた状況に至るといふふうに思えません。

そういう意味でいうと、はっきりと言いますけども、ポートピアの設置には反対させていただきますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

意 (12) ちょっと審議の、今から審査するわけですが、参考にしたいので市に伺いたいと思いますが、第6次総合計画、これは市が行う全ての政策とか施策とか、事業の根拠となる最上位の行政計画、市政運営の根幹となる計画だと思いますが、その意味で基本構想だとか基本計画、アクションプラン、それぞれの計画は互いに整合性、持っていると思うんですが、そのように理解していいかどうか。まず、お聞きします。

委員長 申しわけございません。請願の審査ですので当局のほうは、それに対して答弁は、ちょっと差し控えさせていただきたいと思いますので、申しわけございませんが。

意 (12) そういう整合性、持たせていると思うんですが、そうすると現在の用途地域、この指定がされているんですが、基本構想にならって計画的に変更していくことになるわけだと思うんですが、そういう意味でいうと、今度この二池町にポートピア建設、やるとなると二池は住居系ゾーンになっていると思うんですが、この計画実現を阻害するものになるんじゃないかと私は思うんですが、そういうことで考えていくと、まず、この二

池町にボートピアをつくることは、問題があるんじゃないかなということ
を思うわけです。

それと今、ギャンブル依存っていう問題が大きな問題になっていますが、
警察庁に聞いたところ、パチンコだとかギャンブルへの依存を動機とする
ものが2千件以上にのぼっているということが、警察庁が出した資料でも
わかっています。

先日も名古屋で、生活保護を受けている40代の青年が、パチンコでその
お金を使っちゃったもんだから、道を隔てた高齢者夫婦の家へお金を借り
に行ったのかどうしたのか、結局、殺人事件になっちゃっているわけですが、
そういう依存症がますますふえるんじゃないかということが懸念され
るわけですね。

そういう面でも、まず、本当にボートピアをつくるっていうことは、賛
成できないっていうことがあります。

それから今、陳述者の話を聞いても、市長さんから市民と面談、お話し
合いをしたときに、町内会のその賛成派の方と、ぜひ話し合いをするとい
いということを言われたそうですが、町内会のほうから、そういうことを
言ってっても、話し合いに応じてくれるようなあれないと、ずっと、そ
ういうことをやっているけれども、全然、話し合いに応じる様子ではない
し、そういう面では、二池町民としては、ほとんどの方が納得していない
と、今度のことは。

それと、64名で今度のことを議決したわけですが、これから何十年と先
関係することを64名で決めてしまっているのかどうかという問題があ
ります。そういう問題もありますので、ぜひ、このボートピアには反対し
たいと思います。

委員長 ほかに。

意(16) 請願の中身を見させていただきますと、大半が町内会さんを批
判するような内容になっておりまして、よく理解できませんので、この請
願には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（５） まず、請願者の町内会、地域を思う気持ちに、十分理解はできませんでした。ミニポートピア建設に当たっては、国土交通省の通達において建設の第１条件として、計画する業者が、地元町内会から同意を得ることを挙げておりますが、本請願にも記載があるとおおり、ポートピア建設に地元住民の半数以上が反対している状況であるとともに、平成 29 年 2 月 28 日の中日新聞朝刊にも掲載されておりましたが、町内会総会の開催時期の急な変更や、反対派の班長への連絡が遅れ、投票用紙の改ざん疑惑などを指摘する声が上がっていること。

加えて、実際に私も総会当日の様子を録画してある DVD を拝見いたしました。一連の選挙が公正、公平に実施されたかは疑問に感じました。

議会で審議する以前に、第 1 段階である地元合意がされたとは言いがたい状況であること。また、本請願に記載があるギャンブル依存症対策についても、国で議論されている最中であり、私自身もさらに調査研究していかなければいけないと考えております。

よって、総合的に勘案し、現時点で本市にはミニポートピアを建設する理由が見当たらないと判断し、本請願には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（13） 意見陳述を伺いましたけれども、また、この請願の中身に関してもですが、町内会さんのほうがやられたこと、それは、私自身は何も見えていないものですからわかりませんが、議員としていろんなところで調査をさせていただいた中では、有効な結果であるということ、国のほうからいただいているというお話も聞いております。それが 1 点。

それから、町内会さんのやり方がどうだこうだということに関して、議会がものを言うことではないということをおもっておりますので、そこに関しては言及をしません。

それと、最も大切な部分ですけれども、今回は、この二池町内にある企業さんが、自分の会社の土地を有効利用したいという中から出てきたお話

だと理解をしております。

そんな中で、利益に関わらず売り上げの1%、上限が1%ということで、環境に対しての活動費が行政に入るという名目であったり、それから、そこに建物ができれば、当然その会社からの固定資産税が見込まれるわけですし、不動産賃貸業という部分の業をなす、そこに対しても利益が得られる可能性があるということを考えれば、決して悪い話ではないというところは思います。

ただ、さまざまな不安を擁すると、僕は市民の方々、住民の方々からも伺っております。それに関しては、ここにボートピアができようと思えばいいと、あってはならないことは市内であってはならないんです。これは全てに関して、交通事故、あるいは犯罪、そういったものは、ボートピアがあるからとか、ないからとかいう問題でないと私は思っています。それと別にやる施策であり、そういったところをしっかりと、手を回してやっていただける企業だというふうなところも伺っております。

ですから、この請願に関しましては、反対をさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかに。

意(1) 私も、この請願のほうを見させてもらうとともに、地元の方々からもいろいろな話を聞かせていただきました。

そもそも、こちらに賛成派、反対派ということで、賛成派という言葉があるんです。言葉というかお話が市が先ほどからありましたが、基本的に町内会さんっていうのは、賛成派とは僕は思いません。議決を、そういった書類をいただいて、処理を、審議を、審査をする投票、班長さん以上で投票されたと聞いていますが、それを行ったのが町内会さんということで、役員さんですら投票の権利はなかったと、班長さんしか投票の権利はなかったと聞いています。その班長さん、そういった班長さんと、すみません、理事さんがあったと今聞いたんですが、理事さんで投票が行われ、過半数を超えた意見というのは、僕はそれを受けとめたいと思っています。

よって、この請願には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（7） 一応、二池町のほうにも、町内会の規則というものがあると思います。その規則に則ってやられたと思いますので、この請願には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（9） 今回の請願第1号の、反対決議を求める請願については、私は反対させていただきます。

先ほど代表の金原さんが、投票で、でたらめな投票ということと言われて、内容に対して町内会へ確認ということで請求を出されて、回答を求められて、その資料も一応今回、審査するに当たって資料を取り寄せた中でも、いろんな項目、6項目があったわけですが、その項目の内容も見させていただいた中では、問題ないと思いますので、その投票自体の内容については問題なく、町内会が一応同意をされたと思っていますので、この請願については反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第1号についての意見を終了いたします。

（2）請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しないことを求める
請願

委員長 議題といたします。

それでは、提出者の方は意見陳述席に移動をお願いしたいと思いますが、その前に、先ほど私が申し忘れましことを、再度、意見陳述は、請願の趣

旨、項目の範囲内に限ります。時間はおおむね 10 分以内とし、事前に提出された請願書以外の書類等の配布を禁止いたします。意見陳述後は、退室していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

それでは、提出者より意見陳述をお願いいたします。

意見陳述者登壇。

意見陳述（陳述者） 私は、高浜市二池町四丁目 5 番地 28 に、ボートピア建設をされようとしている、同じ高浜市二池町四丁目に住む住人です。

このような場所に立たせていただき、高い地位のお偉い方々の前で話するのは初めてです。気持ちがいっぱいになってしまいますので、紙を見ながら失礼いたします。

きょうは、お願いがあって私はまいりました。ボートピアを、高浜市二池町に建てないでください。ボートピアを建てないでとは、申し上げておりません。ただ、高浜市二池町にボートピアを建てないでくださいと、お伝えをしにまいりました。

市議会議員さん、2月の4日と6日に、名張のボートピアに視察に行かれたと聞いておりますが、いかがでしたか。住宅密集地で、生活道路の多い高浜市二池町とは、違う場所だったと思います。高浜市二池町のように、住宅密集地で生活道路の多いボートピアを建設するのは異例です。市にお金も入るし、事件事故は起こるときは起こるし、ギャンブル依存症になるとも限らないし、建ててみないとわからないとおっしゃる方もみえます。確かにそうかもしれませぬ。

ですが、全国各地からたくさんのお客様が集まることが予想され、事件事故が起こりやすくなり、人々の行き来する騒音が多くなるのではないのでしょうか。また、そういえば高浜にボートピアができたから、話のネタぐらいに行ってみるかと思えば、興味本位がてら、お金がすっからかんになるまで、どっぷりはまる者も出るかもしれません。そうなれば、いらいらや情けな

さをぶつけるはけ口を探す者も出てくるのではないのでしょうか。周辺ではたかりがあったり、いちゃもんをつけられた方がいるそうですが、高浜市にあるパチンコ店や、名古屋のボートピアでそういうことがあったことを御存じでしょうか。自分は建設予定地から離れているし、大丈夫と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、お金に困った者、ギャンブルに溺れた者が、対象者を選ばずに、どのような行動をとるかわかりません。また、二池町には稗田川が流れており、橋の下や死角になる場所も多いです。脱力感に襲われた者が、滞在する可能性もあるのではないのでしょうか。

平成28年10月30日、ボートピア建設の賛否を問う総会が開かれる予定でしたが、突然、総会4日前に冷却期間が必要と通知されました。4日前というその表現だけが理解でき、理解が困難な中、その後、ことし1月9日に、ボートピアの建設の賛否をとる臨時総会が行われました。その日は7、8、9、土日祝日の月曜日の3連休の最終日でもあり、子供たちは冬休み最終日の夜でした。子供たちは、ボートピアをつくらないでくださいと、総会会場の二池会館に向かって、とても寒い中叫んでいました。私もその場におりました。子供たちの中に「ねえねえ、ボートピアってなに」と聞いてくる子がいました。私は、とっさのことで、何と言ったらわかるかなと思い、大人たちのゲームセンターみたいなところかな、と伝えたら、お金いっぱい使っちゃうね、ママもよく怒るもんと言っていました。もし建設された場合、まだこの状況を理解できない子供たちに、どのように説明したらよろしいのでしょうか。

ボートピアが建設された場合、市にお金が入ってくると聞いておりますが、具体的な説明がありません。高浜市のために、近隣住民だけが犠牲になるのは、余りに理不尽です。安心して暮らせるよう税金を納めているのにも関わらず、さらに負担をかけさせるようであれば、税金や寄附など納める必要は全くなく、犠牲にさらされている手当など考えていただきたいです。

総会の話に戻りますが、臨時総会当日に出席できない者は、事前に町内

会理事に、本人の名前と賛否を記入した投票用紙を預けることになっていました。その投票用紙には、賛否の記入がない場合は、賛成とみなしますという文字がありました。これは、明らかに賛成に有利なよう仕組まれており、このような大きな問題の結果が、自分の1票で左右される可能性がある、短い時間では決められないという正当な考えを、市民の答を抹消する手段としか考えられません。

臨時総会当日、建物の出入り口から、内側からしっかり鍵をかけられ、窓にはカーテンも閉められ、外からは誰も入れない、中の様子も全く伺えない密室にされました。臨時総会の傍聴、立会いを求めましたが、断固断られました。投票の結果は、賛成37票、反対27票でしたが、莫大なお金を使い建設されれば、全国各地からさまざまな人が集まってくる施設を、たった37人の、たまたまそのとき役員だった人たちの意見で決めてよいのでしょうか。

そもそも、総会前に開票されていた投票用紙の束は、果たして本物の投票用紙なのでしょうか。その場にいた方が、しっかり確認しようとしてもちらっと見せるだけであり、その後は信じてくれの一点張り。あげくの果てには、時間の関係でと、建物の外に追い出された話を聞いております。こんな疑問が多数残る投票が許されるのであれば、あの臨時総会は単なるパフォーマンス、賛成派の自己満足。こんなずる賢い投票が許されるので、なぜ諭す者がいないのでしょうか。

町内会と市役所は別物で、意見をすることはできないとのことですが、今回の通学路もあり、住宅密集地に建設しようとしているポートピアが異例なのですから、今回、1度くらい町内会に話をする、異例的な対応もしていただきたいと思います。

昨年8月27日、28日の連続した2日間しか説明がなく、その説明会に出席できた住民は数えられる程度。そんな周知不足の説明会の際、住民より質問があっても、そのようなことはありません。大丈夫です。など、あやふやな回答のみでした。

その後、賛成の方と何度か話し合いの場を求めましたが、電話には出ない、居留守は使われる、誰々さんに聞いてみないとわからないとたらい回し、検討をしますと言いながら返事がこない。あげくの果てには、建設されるのが嫌だったら引越せばいいじゃんとまで言われました。みんなそうしたければ、とっくの昔に引っ越しています。

私は、ある方を信じておりました。その方は、きょうここにいらっやいます。私は、その方の決起集会に行きました。あのときその方は、ここに骨を埋める覚悟です。みんなの声を届けますと、はっきりおっしゃいました。雨の中、選挙活動をされているのも見ました。当選されて、気を失う場面も見ました。すごい方だな、すてきな方だな、めっちゃめっちゃ格好いい議員さんが出てくれたと信じていましたが、今はそう思った自分が情けないです。

今は、その方がされようとしていることは、ほんの一部の賛成派の市民の声を反映させて、相手側の反対派には耳を傾けず、疑問や問題点があり過ぎて信じられない人になっています。このようなこと、言いたくはありませんでしたが、それだけその方に今、注目が集まっているんです。今ならまだ間に合います。お考え直してください。せめて、私たちの気持ちに少しでも耳を傾けてほしかったです。

先ほどもお伝えいたしました、ポートピアが建設されるから事件事故が起こるわけでもないことを十分承知しております。ですが、起こる確率は断然高くなります。現に土地の値段が安くなることは、不動産屋さんからも聞いております。そうなれば、高浜市から足を遠ざける人は多くなり、「思いやり、支え合い、手と手をつなぐ大家族たかはま」からかけ離れることでしょう。反対側は、子供たちを守るため、孫を守るために必死です。子供たちの問題だけではありません。おじいさんやおばあさん、馴れ親しんだ土地、思い出が一瞬で壊される可能性が高くなり、それに遠方から高浜に来て、新しい土地で頑張ろうとする気持ちを踏みにじり、常に不安と恐怖と隣り合わせの生活に変わるので。

6年前、高浜市田戸町でも同じ問題が起こりました。そのときは、住民投票で反対側が多く、建設されませんでした。そのときから、次は失敗を許されないと、計画を練っていたという噂を聞いております。今回、建設予定地周辺には分譲が多く建っております。人生の最大の買い物とっていいことをした方が、多く住んでいます。莫大なお金が絡んでいるのに、昨年の7月から突如この話が上がり、市民にろくな話もなく、ことし3月に結果が決まるのはおかしいと、あちらこちらから聞こえてきます。もし、その話があったなら、なぜ新築を購入される方々に教えてあげなかったのですか。自分が知っていたら、お買い上げになりますか。知らないやつが悪いなんて詐欺です。隣の碧南市、安城市でも建設反対に遭って建設されなかったものが、なぜ高浜市なら許されるのですか。そこまでしてあの場所に建設されたい理由が、教えてほしいです。

反対派は、ボートピア建設の話を知ってから、家族を守りたい。二池町を危険や不安にさらしたくない一心で、今何ができるか、どうしたらいいのかを常に考えながら生活する毎日を送っています。口を開けばボートピアの話になり、体調を崩し、薬が手放せなくなった者もおります。反対派の署名を集めようと、雨の中を1軒1軒、ぎこちない説明で頭を下げながら回ったときもあります。良い情報しか知らなかったと、快く署名して下さっている中、ある人から、「余計なことをすると言われてるので署名できない」と、本音を言ってくださった方もいました。

皆様の中には、〇〇さんが賛成だから私も、と思っている方はいらっしゃいませんか。皆様は、任期が終わればこの件から、「はいさようなら」で終わりかもしれませんが、私たちはあの場所ですっと暮らしていかなくてはなりません。私たちは、縁あってあの場所を選び、住んで生活していきたいのです。だから、このボートピア建設反対運動に命をかけている人もいます。もし、私が間違っていることを言っているのであれば教えていただきたいです。今、ここにいらっしゃる方々は、高浜市のために、ずっと働いてくださった方、御理解いただけると信じております。

誰一人、賛成派の方が歩み寄ってきてくださる方がいませんでした。一緒に考える時間、話し合う時間が欲しかったです。言った、言っていない。聞いた、聞いていない。追求していけば切りがありませんが、何げなく発したその一言が、ずっと突き刺さっている者もおります。突き刺さったままにしないでください。

同じ二池町に住む者同士、こんないがみ合い、憎しみ合ったり、その時間、力をもっと本当の意味で、二池町のためになることを考えて、一緒に注いできたかったと私は考えております。短い時間ですが、もしかしたら、私のぼかげた話と思っているかもしれません。

でも、ただ私たちは、安心安全に今までどおり、いつもどおり生活をしていきたいだけなんです。それだけを願っております。きょう、ここに私を立たせてくださった方々にとても感謝しています。ありがとうございました。

委員長 傍聴人の方にお伝えいたします。高浜市議会会議規則及び高浜市議会傍聴規則において、私語、談笑、拍手などは禁止されておりますので、御静粛にお願いをいたします。

これをもって、請願第2号の意見陳述を終了いたします。提出者におかれましては、退室していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

それでは、請願第2号、高浜市二池町にボートピアを建設しないことを求める請願について、意見を求めます。

意(15) 請願の理由の中に、「建設予定周辺は住宅密集地で小さい子ども達や、年配の方々も多く住んでおられます。通学路にも指定されている道も多く、犬の散歩やゲートボールに行かれる方など様々な場所でたくさんの人々が日々見かけられます。」とありますけれども、今、この理由、読ませていただきまして、この趣旨、理由には十分理解できますので、この請願第2号は、賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意(3) 意見陳述、ありがとうございました。この請願書を読ませてい

ただきまして、まず、文面中にあります、「全国各地からギャンブルに目の色を変えた大人たちが集まり」ということが書いてありますけれども、全国各地から、まず来ることはございません。

それから、「交通量、交通事故の増加、治安の悪化、犯罪の危機にさらされ」とございます。交通量がふえるのは、いろいろなものがくれば、それはふえるのは当然だと思っておりますけれども、じゃあ交通事故が増加するかということを考えた場合に、必ずしもそうではないというふうに考えます。

それから治安の悪化、犯罪の危険にさらされということもありますけれども、これもミニポートピアが来たことによって、じゃあ増加するののかということを考えますと、全国ミニポートピアが設置されている地域におきましても、警察等の話を伺っても、ミニポートピアが来たことによる治安の悪化、犯罪が増加したということはないというふうに伺っております。

それから夜間の照明などというふうに書かれておりますけれども、こちら、夜間の照明といわれましても、基本的には8時40分の最終、ナイターであっても8時40分で終わるものでありまして、9時にはお客さんが全て出払うという形になりますので、夜、夜中まで、遅くまで照明がこうこうとついているという形でないというふうに思っております。

それから、ポートピアが赤字だった場合を考えなく、具体的なものはありませんと書いてありますけれども、ポートピアに対して赤字というものはございません。それから、今まで二池町で安心安全というお話を先ほども含めていただいておりますけれども、町内での安心安全、地域の安心安全というのは、今まで町内会の方々がしっかりとつながりを持って、維持されてきたものだと思っております。

実際、私も反対派の方々といろいろお話をさせていただいたこともございます。全く、聞かなかったことではありません。きょうお見えになっている会長さんとも、お話をさせていただきました。5時間半だったと記憶

しております。当時、私のほうからもお話しさせていただいた内容に関しましても、反対されているお父さん、お母さん方のほうにしっかりと伝えますという形でお電話をお切りになったと思いますけれども、その後、分別の当番を回っているときに、反対されているお父さん方とお話をしましても、そういったお話は、当かたから、伺っていないということをおっしゃいました。ほかのところでも、反対派の、反対されているお父さんとお会いをして、しっかり名刺をお渡しさせていただいて、携帯番号が書いてあるので、電話をかけていただければということもお話をしましたけれども、その方からは残念なことに、電話をするつもりはございませんというふうに切られたのは、私もあります。

それから、稗田川沿いの危険がどうこうというお話がありましたけれども、稗田川、今、草刈りの管理をしてくださっているのは町内会の方々でございます。上流のほうへ行けば、やはり地域の方々が一生懸命草を刈って、きれいにしてくださっているという状況でございます。二池町の町内会の方々が、悪意があってというふうな形には、私は全くみじんも感じておりません。むしろ、今まで地域のことを、ボランティアでいろんなことを支えてきてくださっているのは、町内会の方々だと思っております。反対されている方々の中にも、町内会の会員の方はお見えになるとは思いますが、今回、こういうふうな町内会が分断するというような結果を招いた部分で、確かに私も地元の議員として説明が足りない部分もあるかもしれないけれども、某、公の党の方が入って、不安をあおるだけと、不安をあおるようなチラシをまいたことも、一つの要因だと考えております。

このあと、自由討議もまたありますので、そこら辺でまたしっかりとお話をさせていただくつもりでございますので、こちらの請願第2号に關しましては、請願第1号同様に、反対とさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

意(14) この請願書の中身の後段に、常に不安と恐怖と隣り合わせの生活に変わると言っておられますけれども、当然、交通事故、治安の悪化と

いうことは予測されますけれども、これを予測して、この設置者と町内会あるいは自治体とも協議をして、そういうものを払拭して、設置をするというような動きになろうかと思っておりますので、そういう前向きな意見もいただきながら、また、町内会の皆さん方も、こういう施設と共存共栄する、そして、不安のない生活を維持できるような環境を整えていただけるということを伺っておりますので、私は、この請願書には、反対をいたします。委員長 ほか。

意（16） 今、榊原さんのほうからの意見陳述をお伺いしまして、御心配なお気持ちはごもっともだと思っております。私も初めてこういったお話を伺ったときには、不安感でいっぱいになりました。

その中で、不安を解消していく、払拭していくには、丁寧ないろんな説明を伺うことと、現地に出向いて、足を運んで、しっかりと調査をすることが大事ではないかということで、名張にも行きましたし、また、建設予定の現地にも出向いて、しっかりとこと細かに、調査をさせていただきました。

名張に行ったときには、野中代表にもお話を伺いまして、るるいろいろ、皆さんがこんなふうで、不安感をいっぱい持ってみえますけれども、いかがですかというようなお話を伺いましたところ、今のところといたしますか、協議会を年に2回設置して、その中には、教育委員会、また、校長先生だとか、地域の町内会の方だとか、市の方だとか、さまざまな方に入っていて、御要望をいただいております。そして、その御要望には、ほとんどしっかりと対応をさせていただいていますということで、苦情は今のところ一つも出ておりませんというような、お話を伺いました。

交通の面だとか、そういったことから、夜間の照明だとかありますけれども、騒音の面もありますけれども、かなり手厚く警備員の方が、現地のことを例えますと、土日には10人ぐらいの警備員さんが、名張のほうでも中と外に警備員さんがいらっしゃって、交通整理もして、ゴミも拾ってということで、一つ一つ払拭をさせていただきました。

やっぱりお子さんのこと、未来のこと考えると、ギャンブル施設に間違いはないですので、不安という気持ちは、100%払拭するのは難しいかもしれませんが、町内会の決議も出ておりますし、尊重するという形。それから、いろいろ調査をさせていただいた結果、不安感がある程度、ほとんど払拭できたということで、この請願の中身につきまして、陳述者の思いも十分わかりますけれども、そういったことで、この請願には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 私、この請願には賛成の紹介議員ともなっておりますので、賛成をさせていただきますが、本当に今、意見陳述をされたように、今までどおりの二池町は、事故や事件があまりない地域だということも聞いています。

これまでのような、安全で安心な生活が送られるようにと思われるのは、本当にそのとおりですし、町内会から同意の書類が提出、同意がされたということなんですけれども、その同意についても、やっぱり町内会、町民全員の意見ではないと、班長さんのみ、それも64名ですか、のみの、たまたまことし班長になったということで、班長さんたちだけの同意でありますし、全体の総意ということは、まだ得られていないと思うんですね、そういうことも含めて。

それから、ギャンブルの話ですが、結局、負けた人をつくらなければ成り立たないってことです。他人の不運っていうか、不幸っていうか、踏み台にするような経済効果なんか期待することは、本当に不健全であって、邪道といわなきゃならないと思うんです。そういうことも含めて、この請願には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（5） 二池町のような住宅密集地、生活道路の多い場所にミニボートピアを建設しなければならない理由が全く理解できないと本請願要旨にあり、また、本請願の理由においても、納得いく説明もなく、話し合いをす

る機会も与えられずとも記載がございます。

このことから、ポートピアが建設される周辺の住民の方にとって、大変不安な気持ちであると察せられます。こういった方々には、より丁寧な説明や話し合いが必要不可欠であり、こういったことが積極的に実施されていない現状では、地元合意があるとは判断できません。

また、このような状況の中、あえて本市にミニポートピアを建設する必要はないと考えます。よって、本請願には賛成でございます。

委員長 ほかに。

意（13） この請願に対しましては、反対をさせていただきたいと思いません。理由は、先ほど言ったものと同じでありまして、特に、請願陳述の中では、二池町にはいらないんだということを強く訴えられておりました。

これは、たまたま二池町の企業さんが、空いた土地をとということで、先ほども言いましたけれども、同じ話でありますし、請願内容においては、現時点では、抽象的な不安でしかないというふうに捉えられても仕方がないのかなって感じがします。

ただし、気持ちは十分に理解できます。ですから、この抽象的な不安をいかに具体的に解決するのか、解決に向けていくのか、これは、公営ギャンブルに課せられた使命なんです。公営ギャンブル法の中に、そういう不安を除去する、取り除くことということをやっているわけですので、それに対して、我々議会が何をやるのかということと深く考えるべきであって、本来、これが公営ギャンブルの関係でなければ、この議会に上がってくることもないですし、町内会さんも同意を得る必要もないということも、十分考えられるわけです。

例えば、スーパーができたって、何ができたって、たくさんの方が集まる施設なんてのは、まだほかにはたくさんあります。そういったところには、この議会の同意を求めるような場面というのはありません。

ですから、今から考えるべきことは何かというと、今、持たれている抽象的な不安をいかに軽減させるか、事故や事件が一つも起こらないように

するためにはどうしたらいいのか。それをしっかり考えていくべきで、そのためのことを進めていくのが、ベストだというふうに私は思っております。ですから、この請願に関しましては、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（８） この請願に、賛成の立場で討論させていただきます。意見としては、会派の中でもしゃべりましたけれども、ノット・イン・マイ・バックヤード、お話したことを覚えている方もみえると思います。要は必要だけれども、私の家の近くにはつくってくれるなど。議員をやられていて、さまざまの意見、聞くと思いますけれども、ごみステーションは近くにはほしいけれども、家の前は絶対嫌だと。公園は近くにはほしいけれども、真横にはつくってくれるな。これ、行政のほうも経験済みだと思います。そういう意見で、地域の声っていうのは、そういう形で出てきます。

今、名古屋なんかでも、保育園の必要性は認めるけれども、父兄が集まってくる、たくさん交通の問題が起こるような、近くにはつくってくれるなということで、各自治体、苦勞をしているはずで。公営ギャンブルだからといって、市が絡まなくていいって理由なんて、どこにもないと思います。

そういう面でいうと、住民の側に立ってどういうふうに考えるか、これやってくるのが行政の仕事なんですよ。議員でもそうだと思います。住民の立場、要は近くの人立場に立ってどうやって考えるか。この方たちが反対している状態で、それを認めていくかっていうと、これは議員のやることじゃないと思います。そういう意味で、この請願には賛成させていただきます。

委員長 ほかに。

意（１） この請願ですが、皆さん言われているように、隣は嫌だ、請願者の方も言っていましたが、二池町には嫌だというのが正直なところだと思います。不安が多分、たくさんあると思います。

ですが、直接の近隣の方は賛成していると、直接面している方は聞いて

います。そして、基本的に先ほどもありましたが、地元の合意があつてのことだと、僕も思っています。その地元の合意っていうのは、先ほども言いましたが、町内会の合意があつたというのは、僕は認めています。

先ほど来から、町内会さんに対して、いろんな不安というか、不正があつたんじゃないかという話がありましたが、私も、町内会っていうのは何年前か前に役員もやっていました。今でも顔を出します。そして、先ほど来から皆さん言っていますが、たまたま今班長さんになつた方々で決めていいのかということを行っています。今、町内会さんをやっている方も、たまたまです。たまたま町内会長をやったり、たまたま理事さんをやっていた、そういった人たちが不正を行っているとは、僕は思えません。

もしそう思うんでしたら、今、どこの町内会でも役員とかすごく困っています。役員さんになって、町内会活動をして、そういった、町内会が不正を行うような団体かっているのを見てもらえばと思っています。

だから、地元にはほしくないという気持ちはわかりますが、地元の同意が私はあつたと判断しますので、この請願には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(11) 陳述、本当に御苦労さまでした。そして、心の叫びが伝わってはきましたけれども、本当に二池町につくらないでくださいっていうことで、高浜市のほかの場所だつたらいいのかっていうことになってしまうし、高浜市にそのミニポートピアができることで、1%の収入が高浜市に入ってくるということは、とても高浜市にとっては大きいことだと、私は思っています。

設置者の方も、この交通安全とか環境に関しても、防犯に関しても、いろんなことを考慮して、ガードマンの方も何人かつけていただけるようにするし、駐車場の出入り口も封鎖して、生活道路には入らないようにしていただけるということをお聞きしています。

確かに、生活道路で住宅が密集しているところも多いので、その場所にはガードマンさんを立たせて、入らないようにしていただくということ

聞いておりますので、私は、この請願書に反対の立場で、意見を申し述べさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第2号についての意見を終了いたします。暫時、休憩をいたします。

開始 午前11時45分

再開 午後1時00分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(3) 請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請願

委員長 意見を求めます。

意(3) 紹介議員の柳沢でございます。請願第3号につきましては、賛成の立場で述べさせていただきたいと思っております。

請願の趣旨にありますように、小規模場外舟券発売場というのは、法律に定められているものでございまして、違法たるものでは一切ございません。まして、公営競技というのは、国からしっかりと公認をされているものでございます。こういったモーターボートのチケットの売上げというのは、スポーツの振興や、特に障がいスポーツの振興にも大きく貢献をしております。加えて、ここにはちょっと出ておりませんが、高浜市内でもそうですけれども、白色で緑色の顔の入った、日本財団さんから寄贈されている福祉車両というのも、こういった収益金によって各自治体に寄贈さ

れているものでございます。

そういったことを鑑みますと、非常に、一定の地域だけではなく、そういった収益金というのが日本全国含め、いろいろと多くの方に利用されている、貢献しているということが大きく伺えると思います。

また、地域住民の皆様の抽象的な不安感という部分でございますけれども、設置されている全国各地見ましても、設置後に設置前の不安感というものは払拭されておりました、どこも安全、そしてまた、地域の環境とかに関しまして、悪化したというものは一切ございませんので。

ただ一部、反対されてみえる方々のチラシ等によりまして、だいぶ不安感をあおられておりますので、そこら辺を含めては、しっかりとまた説明をしていく部分も必要かなと思っておりますが、今の高浜市内の人と人のつながり、地域における自治会がやってくださっている地域への活動を踏まえてみますと、一企業としっかりと手をつないで助け合いながら、地域をさらによくしていくことができるというふうに考えておりますので、この請願第3号につきましては、賛成をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、ちなみにこの請願第3号を議会のほう、議長のほうへ提出するに当たりまして、高浜市の活性化を目指す会の会長であります水野昭伍様、それから副会長の都築光義様を始め、ほか51名、計53名の方々の署名をいただいておりますことを、ここで御報告だけさせていただきます。以上でございます。

意(15) 厚労省は、2014年8月にギャンブル障がいの国内の有病者数、要するにギャンブル依存症でいいと思うんですけれども、有病者数は536万人と発表しております。こうしたギャンブル依存症のことを考えますと、こうした施設が5カ所もある高浜市内には、ミニボートピアであっても、他の施設であっても、もうこれ以上の施設の必要はないと思っております。よって請願第3号には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（12） この請願に対してですが、犯罪を誘発するとか、子供の健全育成へのデメリットばかりということがあるんですが、この請願に書かれている内容ですと、要するに自治体にある程度お金が上がるということが書かれているわけですが、だから活性化することなんですか、活性化だとか、交付金の納付にしても、請願者の主観的な希望的観測といいですか、そういうもので客観性は全くないわけですね。それに変動的で安定性が担保されているものではありませんし、やっぱり何ととってもギャンブルですから、先ほども言いましたが、負ける人があって勝つ人がある。その上で一定の金額が市に上がってくるっていうことですから、そういうお金っていうのは、本当に健全なお金、お金には何も書いてないじゃないかっていうような声があるかもしれませんが、本当に健全なお金とはいえないと思うんです。

先ほども出ましたけれども、パチンコ屋も大変多いですし、そのパチンコ屋のギャンブルで、パチンコだけじゃないかもしれませんが、依存症では、家を買ったのにもかかわらず、ギャンブルにのめり込んじゃって、家族にも内緒で家を売っちゃって、今は借りて住んでいる、それを家族にも内緒にしているなんていう方もおられるようです。本当にそれが家族に知られたときには、どうなるのかしらって心配をしているんですが、そんなような方もおられるということをお聞きすると、これ以上、本当にギャンブル施設はできてほしくないと思います。

それから、ここに協議会が設置されるということが書かれていますが、要するに、あおみと読むか、へきかいと読むか、総合研究所の計画概要書を見ると、市に協議会を常設すると書かれていますが、協議会が果たして市民に公開されて、傍聴の自由が担保されたものとしてできていくのかどうか。協議会を構成する議会ってというのは、議員全員を指して同会に出席できるのかわからないままなんですね。だから、議会が態度を決めるのは、市民に対して無責任であるし、市民から信頼を得ることはできないと思いますので、この請願には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意（５） 請願事項に、「高浜市とモーターボート競走施行者との間で、早期に行政協定の締結を推進することに御賛同」とございますが、このような重大な案件を早期に推進することは、難しいと考えます。

また、地域住民に不安感があることを察知しているのであれば、真っ先に、今からでも不安の解消に努めることが責務と考えられます。これまでに地域住民への丁寧な説明や意見交換、話し合いなどを積極的に行い、地域住民の不安の解消等が図られたとは考えにくく、地元合意が得られたとは判断いたしかねます。

また、同時に、高浜市全体の多くの市民の賛同と理解も得る必要があるとも考えます。従って、急いでミニポートピアを建設する必要性もないと考えるため、本請願には反対でございます。

委員長 ほかに。

意（１３） 私は、この請願第３号に対して、賛成をさせていただきたいと思います。まずもって今まで２件の請願、１号、２号ありましたけれども、これほど具体的に書いてあることが事実である請願はありません。ここに書いてあることは、何一つうそが書いてありません。全て皆さんの周知の事実であるというふうに思っております。

それと、この高浜市の活性化を目指す会、会長の水野さんを始め、５１名の方の、合計で５３名ですかね、署名も見させていただきましたけれども、全ての方が、長年にわたってこの高浜において交通安全や防犯、地域の活性化、さまざまな活動の中心をやってこられた方ばかりであります。こういった方々が、この請願事項にもあるように、安心安全なまちづくりになると、確信しておるといって署名をされておるわけです。そういう部分をしっかりと理解をして、ぜひとも、この請願に対しては、御賛同をいただきたいということを思いまして、賛成とさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意（９） 今回の請願第３号については、賛成の立場で意見を言わせてい

たきます。請願の趣旨にあります、今回予定されているボートピアは、地域の活性化、ここにうたってある高浜市の将来に効果の高い企業である。

また、売上に対して交付金が納付されて、それを、目的に応じた補助事業が、今までつくられたボートピアについて、これは書かれていると思いますがけれども、目的に応じた補助事業が実施され、今回つくる予定のものも同じだと思えます。

また、それによって、福祉活動や地域商業の発展、周辺環境整備など、さまざまな社会還元、社会貢献に利用され、存分に活用されていますということ。

また、もう一つ、抽象的な不安感について協議会が設置。今後当然、今回これが賛成多数によって、同意がもとによって今後進まれるものについて協議会が設置されて、いろいろな不安感について検討されると思えますので、今回の請願については、賛成させていただきます。

委員長 ほかに。

意（16） 先ほどもお話をさせていただきましたように、さまざまな不安感があるかと思えますし、私自身もいろいろな不安感を抱えておりましたので、現地に出向いたりして、いろいろ調査をさせていただいた結果、いろいろな不安感が一つずつ解消されていったということもございます。

そして、二池町内会ですけれども、賛成多数で同意の決議がされておりますので、二池町の投票の結果を尊重して、賛成とさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第3号についての意見を終了いたします。

(4) 陳情第2号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情

委員長 意見を求めます。意見はありませんでしょうか。

意(12) この陳情に対して、賛成をいたします。この陳情は、ボートピアが建設される地元の方の本当の声っていうか、地元の今後を懸念する声載っているわけで、先ほども話をしましたように、たまたまことし班長になったという方たちが、64名で今後のことを決めてしまうっていうことも大変問題がありますし、それからギャンブル施設ですので、これ以上のギャンブル施設はいらないと思いますし、それから、要するに、負けた人っていいですか、ギャンブル施設っていうのは、儲からなかった方たちの上にお金が出てくるわけですから、そんなようなお金を、市にいくらくれるにしても、それはやっぱり本当の市の活性化にはならないと思いますし、そのような理由で賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意(3) 陳情第2号に関しましては、反対で意見を述べさせていただきます。陳情趣旨にあります、まず、でたらめな投票ということで、こちらでたらめということで、先ほどから町内会の二池会館で投票されたときも鍵がかけられて、一切入れてもらえなかった。一切入れてもらえないのは、町内会の総会というのは、基本的には班長さん以上が参加、出席してやるものなので、基本的にはそれ以外の方が入るということは、認められておりません。

そういったことがありながらも、当日投開票のときに、きょうおみえになっておりますけれども、新聞社の方々、2社、しっかり入って見ていただいていたはずでございます。本当にそこで、もしでたらめな投票であって、不正が行われているというものが、確実にあるものがあるのであれば、多分新聞紙面にも出ていたものだと思っております。町内会の投票の結果は納得できず無効と、陳情者が納得できないから無効であるというのは、基本的に町内会の住民の同意を得るという部分で、町内会の規約に沿って、

判断されているものですので、納得ができないから無効だというのも、納得ができません。

それから、犯罪に巻き込まれるというふうに、交通量がふえるだけでなく、犯罪に巻き込まれる可能性もありますというふうに書いてありますけれども、犯罪に巻き込まれるというのは、交通量がふえるから犯罪に巻き込まれるわけではありません。自分の中ですごく記憶に残っているのが、豊田で、自転車で通っていた子が暗い道で、ちょうど今のあそこは伊勢湾岸道路、あの近くを自転車で走っていた子が、事件に巻き込まれて殺されてしまったというのがあります。それは、じゃあ交通量が多いところかというところではなく、何かこういったギャンブル施設があるかというところでもなく、非常に暗いところというのも、犯罪の発生が高くなるわけでございます。

一概に交通量がふえることで犯罪が、ポートピアがくるから犯罪がふえるということは、絶対的に言えないというふうになっております。全国を見ましても、それは確実に実証されている部分でございます。

それから、子供たちの安全に変わり得る利益で、子供の支援とはあまりにも邪道といえますと。先ほど、ほかの議員のほうからも、先の請願のほうで、健全なお金ではない、きれいなお金じゃない、というお話がありました。反対派の会長さんとも電話で話をしていたときに、ボートをやる人は人種が違うというような、差別的な発言もありましたし、電話をいただいたお母さんのほうからも、汚いお金を子供に使うなというふうに言われましたが、お金に、合法的なものに関して、お金にきれい汚いもないと、私は思っております。子供の安全の代わりに得る利益ではありません。安全をないがしろにするためにやるわけでもありませんし、それは、先ほどの請願にも書いてありますし、いままで賛成派の方々もおっしゃってきた部分でありますので、この陳情第2号に書かれている文面というのは、非常に私は、賛成できない文面でございますので、反対とさせていただきます。以上です。

委員長 ほかに。

意（13） この陳情第2号に対しては、反対をさせていただきたいと思えます。基本的にですね、公営ギャンブルも場外売り場も、法律で認められておるということであります。また、この場外売り場の誘致に関しては、地元の雇用の創出とか、売り上げの一部が自治体に入るといった、そういうメリットもありますけれども、にも関わらず、場外売り場イコールこれが悪であるかのようなことってというのは、全くもって事実といえないというふうに思っております。

先ほど、ギャンブル場の話もありましたけれども、そもそも、こういうところに行く行かないというのは、個人の自由でありますし、それぞれの方が自己管理をして行っていくのが当たり前でありますので、数の上でいうと、何百万人というような話もありましたけれども、基本的に公営ギャンブルのほうから、そういう依存症になられた方ってというのが全てではないというふうに思っております。また、これ自体も合法施設なんですけれども、現在では、もう既にケーブルテレビ等で、家庭内でこういう、例えば競馬にしても、競艇にしても見られる。なおかつ登録すれば、チケットまでスマートフォンで買えるというような時代になっている中で、この施設自体を、これが、さも違法な建物であるような言い回しに対しては、非常に違和感を覚えざるを得ないと思っております。以上のようなことから、この陳情に対しては、反対をさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかに。

意（12） 先ほど言い忘れましたが、ほかの議員からも出ましたが、総会だから鍵をかけてやるんだと言われましたが、今までの総会で鍵をかけてまでシャットアウトして、ほかの会員さんをシャットアウトして総会をやったことがあるのかどうか。それぐらい大事なことだということで町内会も鍵をかけてやられたんでしょうが、逆に傍聴者は、新聞記者の方だけだったということなんです。何もしゃべるなというような約束事でやられたというの聞いていますが、傍聴者が、本来おっても別に問題ないふうで

はなかったのかなというふうに思うんです。正常なやり方であれば。

それから、ほかの議員からスマートフォンでも今では買えるんだというお話が出ましたが、それであるならば、余計に、こういうボートピアのようなものが高浜につくられる必要はないんじゃないかと思うんです。以上です。

委員長 ほかに。

意（16） ギャンブル依存は、今後、国を挙げて取り組むということだと思えますけれども、依存症っていうのは、本当にいろんな依存症がありまして、お酒に依存したり、買い物に依存したり、薬物依存だとか、この日本社会では今、ストレス社会ともいわれておりますので、そういったストレスに負けない精神力も必要ですけれども、社会全体の問題にもなっておりますので、ギャンブル依存だけではなくって、この社会をしっかりと見直して、そしてストレスを少なくする対策をしていかなくちゃいけないなというふうに、いろんな人の意見を伺って考えたわけでございますけれども。

この文面の中にも、先ほども出ましたけれども、でたらめな投票によって同意を賛成多数でというふうに書いてありますけれども、二池の町内会さんもやはり会則に則って、公平公正な投票が行われたというふうに伺っております。

子供たちの安全安心、まちの防犯という面では、地元の警察署の御指導のもと、警備員を要所要所に配置して、防犯にはしっかりと手を尽くすというようなお話も伺っております。また、未成年者の入場チェックを行っていくということで、舟券を購入できないということもしっかりと広報活動によって徹底しますというような、そんなお話も伺っておりましたので、この陳情第2号には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（5） 陳情趣旨にあるように、町民の半数以上の反対署名があることや、先の請願でも申し上げましたように、町内会総会での選挙も、公正公平なやり方ではなかったと考えます。さらに、ミニボートピア建設予定地

の面する道路は、港小学校、南中学校の通学路であるとともに、周辺住民の安全安心や、子供たちの健全なる育成にも良い影響があるとは考えられません。

また、周辺住民の不安などを解消するための話し合いや、理解してもらうための話し合いを積極的にされているとも思えません。さらに、周辺住民の不安や安心安全が解消されず不安視される中で、あえて本市にミニポートピアを建設する理由はないと考えます。よって、本陳情には賛成でございます。

委員長 ほかに。

意（１） この陳情には、反対の立場でお話をさせていただきます。こちらに書いてありますが、この道路は、港小学校、南中学校の通学路ですとありますが、私もいろいろと調べさせていただきましたが、この建設予定地の駐車場の出入り口に関しては、規定の通学路ではないと聞いております。もちろん車ですから、いろんなところから来ます。そういった面でいえば通学路も通るでしょうが、それをいってしまうと、全ての施設が高浜中にあるわけですから、どこも通学路になってしまうと思います。当然そういった面でも車、ありますが、先ほど来言われていますが、ガードマンや警備員さんを配置して、そういった面にも配慮をしてもらえと思っています。

そして、先ほど来、町内会の投票が不正だ不正だとありますが、密室だと言っていましたが、その密室の中には、当然、反対されている理事さんも多数みえたと聞いています。それが、それの方々もいないのでしたら密室でしょうが、そういった賛成派の方々、反対派の方々が出た中での選挙ですので、投票ですので、私は、公正な判断だとそれを認めています。よって、この陳情書には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第2号についての意見を終了いたします。

(5) 陳情第3号 二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情

委員長 それでは、提出者は意見陳述席に移動をお願いいたします。意見陳述は、陳情の趣旨、項目の範囲内に限ります。時間は、おおむね10分以内とし、事前に提出された陳情書以外の書類等の配布を禁止いたします。意見陳述後は退室していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。それでは、提出者より意見陳述をお願いいたします。

意見陳述者登壇。

意見陳述（陳述者） よろしく願いいたします。すいません、ちょっと花粉症で、お聞き苦しいかもしれませんが、お願いします。二池町のボートピア建設に反対を求める陳情について、書面を見ながら話させていただきます。新日本婦人の会、高浜支部の斉藤喜代美と申します。私は、高浜市にギャンブル施設であるモーターボート場外舟券売り場、ボートピア建設計画に反対の立場で陳情します。

私たち新日本婦人の会は、1962年10月19日に創立され、核戦争の危険から女性と子供の命を守ります。憲法改悪に反対、軍国主義復活を阻止します。生活の向上、女性の権利、子供の幸せのために力を合わせますなど、5つの目的を持ち、55年間活動しております。2003年5月には、国連の経済社会理事会の特別協議資格を持つNGOとして認証され、国際会議にも代表を送っている会です。私たちは、子供たちの健やかな成長を願い、安全、安心して住み続け、安心の高齢期を迎えられ、住んでよかったといえるまちづくりを目指したいという願いを待って、ギャンブル施設建設に反

対いたします。

6年前に市内田戸町で、今回と同じようにボートピア建設計画の話が持ち上りました。そのときは、地域の住民の方々の良識ある判断の結果、建設計画は中止になりました。ところが昨年7月に、二池町での建設計画が持ち上がったわけです。今回計画されている場所は、南中学からわずか400メートルほど、碧南工業高校からは550メートルほどしか離れておらず、碧南高校や碧南工業高校へ通学する子供たちの通学道路沿いです。

また、高浜市のまちづくりの目標を掲げ、その実現に向けて必要な取り組み内容を盛り込んだ、高浜市のまちづくりの設計図が、第6次高浜市総合計画です。市民、議会、行政が力を合わせ、最優先に進める計画です。その基本構想の中の土地利用構想で、二池町は住宅ゾーンとして指定されています。現在では、新しい住宅が建ち、若い人たちがたくさん転入され、子供たちも多い新興住宅地になっています。また、近くには病院もあります。そのような、教育施設や医療施設に近い住宅地にふさわしくない、問題の多いギャンブル施設をなぜ建設しようとしているのですか。納得できません。

私たちは、ボートピア建設反対活動をする中で、議員さんたちから、直接、話を聞く機会がありました。地域の活性化のために良いからという方もいますが、ギャンブル施設をつくられることによって、地域社会はどうなってしまうのでしょうか。そこに住んでいる住民の生活は、どうなってしまうのでしょうか。

朝10時から夜9時まで、年間360日ほど、ほぼ毎日営業が行われます。昼夜の入れ替え時間は、午後3時から4時ごろと聞いています。このことから、ギャンブラーが押し寄せ、平穏な地元環境の悪化、交通事故の増加、ゆすり、たかりなどの犯罪の増加、子供への健全育成への影響などが懸念されます。下校途中、通塾途中、友だちの家に行く途中の子供、買い物途中の高齢者が、事故や事件に巻き込まれる可能性も多くなります。また、近くの稗田川も川の道として整備され、散歩を楽しむ市民の憩いの場にな

っています。そのような人たちが、トラブルに巻き込まれる危険性も高くなります。若い住民、子供たちが多くなっている住宅地に、わざわざギャンブル施設をつくる目的は何なのでしょう。

地域の活性化を目指すなら、ギャンブル施設をつくるのではなく、スポーツ、文化を楽しめる施設、市民が集える公園などをつくるべきと考えます。「スポーツに親しみ、健康な体をつくります」「教養を高め、心のかよいう家庭をつくります」という、高浜市の市民憲章の精神にも当てはまるものではありませんか。地域の活性化どころか、地域社会が壊れてしまうという問題は、世界的にも共通して起きていることです。二池町、高浜市をそのような地域、市にたくありません。

また、ボートピアは、ストレス発散の場、余暇活動の場といわれる方もいます。ボートピアは、ギャンブル施設です。残念なことです。日本は既にギャンブル大国です。公営ギャンブルも含め、年間の売上はマカオのカジノ年商の4倍近いといわれています。

それに比例して、ギャンブル依存症も深刻な事態になっています。2014年の厚生労働省の調査では、日本のギャンブル依存症患者は推定536万人。成人の4.8%です。アメリカの1.6%、オーストラリアの1%に比べると、突出しています。ギャンブルをするとき、脳内ではドーパミンが増加し、ほかでは見られない興奮も覚えます。それを繰り返すことで、脳自体が変わってしまいます。一度できたドーパミン優位の脳は、簡単には元に戻らないことも科学的に証明されています。そのときの興奮を求める刹那的な生き方をするようになってしまいます。

ギャンブル依存症の患者を30年診察されてきた、精神科医の帯木蓬生先生は、ギャンブル依存症の特効薬はありません。ギャンブル依存症には、原因はありません。意思が弱いとか、性格の問題ではないんです。問題は、環境です。日本は、どこにでもパチンコ店があって、誰でも行ける。競馬の馬券、競輪の車券、競艇の舟券もネットや電話で買える。これほどギャンブルに甘い国はない。依存症をつくらないためには、ギャンブルができ

る環境、施設が一番の原因です。ギャンブル依存症によって破産、自殺、家庭崩壊、地域住民に賭博中毒がひろがり、青少年の犯罪の増加も懸念されます。

私たちの会員仲間に、競艇場の近くで幼少時代を過ごした人がいます。子供時代に、あの家が夜逃げした、あの家は田畑を売ってしまったという大人たちの話を聞き、そんな環境の中で生活しているのが嫌だったと話してみえる方がいます。このようなことから、ボートピアは健全な余暇を楽しむ場ではなく、子供たちに刹那的な生き方を見せるなど、青少年の健全育成にも悪影響を及ぼすギャンブル施設にほかなりません。仕事に誇りを持ち、豊かなまちをつくる、決まりを守り住みよい社会をつくる、そのために頑張っている大人の姿を見せることこそ、健全育成につながると思います。

悪い環境はつukらないことが第一です。そのためにも、ボートピアはいりません。一部の人たちからは、開催施行者から環境整備協力金として入ったお金を子供支援に使うという提案が出されているということです。ギャンブル依存症などでまっとうに働けなくなった人たちや、負けた人たちから巻き上げたお金を子供支援に使うということ自体が、情けない考えです。高浜市の未来を担う子供たちのことを真剣に考えてみえるのであれば、本当に子供たちのこと、市民のことを考えてみえるのならば、一部の人たちの利益を優先する私的幸福を追求するのではなく、住んでいる市民の利益を最優先する公的幸福を考えてください。

また、公営ギャンブル、パチンコ店の利潤金からは、治療費が出されておられません。二池町の住民の半数以上の方々が、ボートピア建設には反対してみえます。高浜市は、大家族たかはまをキャッチフレーズにしています。二池町の住民の声は、高浜市の住民の声でもあります。住民の代表として、その声を真摯に受けとめてください。市民に向けて約束された、市民の声を議会に届け、市政にいかすためのパイプ役になるという公約を守ってください。

私たち、新日本婦人の会高浜支部は、命を産み育てる母親の立場から、子供たちが安全、安心して巣立っていけるまちづくり、住んでよかった、住み続けたいまちづくりを目指しています。その立場から、高浜市のどの地域であっても、ギャンブル施設のボートピア建設には、反対いたします。以上です。

委員長 これをもって、陳情第3号の意見陳述を終了いたします。

提出者におかれましては、退室していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

それでは、陳情第3号、二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情についての意見を求めます。

意（3） 陳情第3号に関しまして、反対で意見を述べさせていただきたいと思います。非常に丁寧なお話で、非常に聞いていて、なるほどないうふうにも聞き取れますが、実際に陳情の中身も見ていまして、話を聞いていまして、基本的には権利の主張が非常に多いと。

責任をじゃあどうやって果たしていくのかっていうことも、全然、この書面を見ていても考えられないかなと思います。ギャンブル施設ではなくて、スポーツや文化活動を提供するべきだとか、公園をつくるべきだとかというお話がありますけれども、じゃあ公園だとかそういう河川の管理も、先ほども言いましたけれども、じゃあ誰がどのように、どうやって、普段、日常、ごみ拾いにしても草刈りにしても、管理をしているのかと。

やはり町内会の方々、基本的には二池の外淵公園に関しましても、掃除等のお願いが各会員さんにも渡っているはずですがけれども、公園清掃、出してみましても、基本的には理事、役員さん、それから一部の理解ある町内会の会員さんぐらいが、掃除に出られるぐらいでございます。

子供たちの安心安全というお話も、ずっとさっきから出ておりますけれども、とある反対の方の事務所の前にもよく車が停まっております。そこは確実に緑のレーンが引いてあるので、学校の通学路に指定されているところですがけれども、そこで荷物を降ろしたりだとか、お客さんが車を止め

たりだとか、そういった部分をよく見ます。そこをよく、中学生の子たち、小学生の子たちが、車道へはみ出しながら通っているというのもよく見かけております。本当に、じゃあ子供たちの安全安心をどう考えて、どういうふうに今までやってきたのかと。

交通安全のことに关しましても、うちの会派だと賛否分かれておりますけれども、うちの会派は、基本的に交通立哨等、そういうのもしっかり出させていただいておりますけれども、反対している議員さんの中で若干名、一切、見たことがない方もおります。言うのは簡単だと思います。子供たちが、安全安心が、と言うのは簡単ですけれども、じゃあ実際、その行動をしているのかどうかと。そういった部分も踏まえて、しっかり見させていただきまして、この陳情第3号、読んでいきますと、非常に言っていることと、じゃあやっていることが、整合性がとれるかいうと、とれていない部分があります。

町民の53%が、町民の大多数がというお話がありますけれども、乳幼児の子たちが、じゃあ本当にボートピアというものが何なのか、公営競技が何なのか、どういったものができて、どういうふうに、地域に貢献をしていきだとか、賛成の方の意見、反対の方の意見、そういうのをしっかりと聞いた上で、自分で判断ができるのかというのと、乳幼児にできるとは、全く僕は思いません。そういった方々が、そういった町民の53%の署名という中に入っていること自体も、正直、僕は納得もできないというのもありますので、この陳情第3号に关しましても、反対とさせていただきます。委員長 ほかに。

意(12) 私は、この陳情について、賛成をさせていただきます。

その前にちょっと市のほうに、今度、採決で態度を決める上で、本当に市にとっても大事な問題ですので、参考にしたいので、市の担当者に伺いたいんですが、総合計画っていうのは、市が行う全ての政策や、施策や事業の根拠となる、最上位の行政計画、市政運営の根幹となる計画だと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 先ほどと同じことを申し上げて申しわけございませんけれども、実際に、これから市のほうが、皆さんが、ここで採決をしていただきましたら、市はこれに対してどうするかということ、きちっとしてきますので、そういう中で、今、内藤さんが言われたようなことも、市のほうは考えてやっていくと思いますので、申しわけございませんけれども。

意(12) いや、そのためにも、市のなんというか。

委員長 ここは、申しわけございません、質疑ではありません。意見を言う場ですので、その前に、もしもそういったことを言われるのであれば、執行部のほうに、先に確認をしておいていただきたいというのが、私の意見でございます。申しわけございません。

意(12) 先ほど言われました、公園や何かをつくった場合に、町内会がごみ拾いにしろ、清掃にしろ、町内会がやっているんだというお話が出ましたが、それは、みんなどこもやっていることで、そのために、言っていることと、やっていることの整合性がとれてないというようなことを言われましたが、ちょっとその意見とこの陳情とは、ちょっと話が食い違っているような気がいたします。

それから、乳幼児の名前がポートピア。

委員長 すいません、ちょっと委員に申し上げます。あと、自由討議がありますので、その場で、今、あのようなことは言っていただくと思いますけれども、とりあえず、今は意見を言う場ですので、確かにそれも意見だといえれば意見だと思えますけれども、自由討議をやりますので、そのときに、それに対して言うのであれば結構かと思えますので、お願いいたします。

意(12) じゃあ、端的に、この陳情には、賛成をいたします。本当にこの陳情で言われていることは、どのことも実際の問題として本当のことですし、要するにギャンブル施設ができてからのことを云々する前に、それらのことができないことが、やっぱり安全安心の生活をする上で重要だと思いますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（14）この陳情の中にも、ストレス発散の場だとか、余暇活動の場ということで、それぞれギャンブルには、それぞれ自分の生活の中に、あるいは仕事の中で積もった、その何ですか、いらいらを解消するという意味で、こういう公営ギャンブルをやる。また、娯楽施設で余暇を過ごすということも、リフレッシュの形で活用されてみえる方も多くみえると思います。気分転換をするという、1週間の疲れをこういったギャンブルで頭を使って、気分転換をするということも十分考えられます。

また、それならスポーツをやれということでもありますけれども、やっぱりスポーツやる方もみえます。あるいは文化活動をやって、その自分の能力をいかすというような活動をしてみえる方もみえます。それぞれ、その自分に合ったストレス、気分転換、そういうことの一つとして、この公営ギャンブルが、それぞれの考えの中でもって、使っていかれると思いますので、まさにこの公営ギャンブルが悪のような言い方をされるということは、それぞれギャンブルやられる方にとっても、大変失礼な話だと思いますし、それぞれの人生の中の気分転換、それぞれ解消方法というのは、それぞれ人間に、一人一人にいくつかの方法があるということで、これも一つの方法だと思いますので、大変、僕は有効的な活用がされれば、大変いい施設になるのではないかと、私は確信しております。

委員長 ほかに。

意（5）陳情趣旨にあるように、町民の半数以上の反対署名があることや、先の請願や陳情でも申し上げましたように、町内会総会での選挙も公正公平なやり方ではなかったと考えます。

さらに、現時点で本陳情書にあるギャンブル依存症の問題や、周辺住民への説明不足、さらに子供たちが安心安全に暮らし、育っていける環境などを考慮すると、本市に積極的にミニボートピアを建設する必要はないと考えるため、本陳情には賛成でございます。

委員長 ほかに。

意（16） 陳述者の斉藤さんのお話もるる伺いまして、そのようなこともあるなということを考えさせていただきましたし、また、依存症というのは先ほどもお話ししましたけれども、ギャンブル依存じゃなくって、もういろんな依存症があろうかと思えますけれども、精神面の御病気だと思っております。こういったストレスを溜めこまないような、いろんな周りの家族だとか、いろんな方が支援をしていく、そして公的な支援もしながら、ストレス社会になるべく、こういう病気に陥らないような世の中に変わっていくといいなというのを、切に願っているところでございます。

この文面の中にも、やはり、この町内会の批判がありまして、町民の声を無視し、でたらめな投票を強行した町内会の決定は、納得できるものではなく、無効にすべきです、というような、皆さん、そういうようなことが書いてありますけれども、町内会は会則に則って、日ごろからも町内会の皆さんには敬意を表するわけでございますが、いろいろ一生懸命とまちの発展のために、御足労いただいておりますのでございます。町内会のほうでも、皆さん多数の方が同意されて決議が出ておりますので、このことを尊重させていただきたいという思いでおりますので、この陳情第3号には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（1） この陳情には、私も反対の立場で討論させていただきます。まず、何かこの陳情書には、いろいろと誤解があるような気がするんですが、場所に、この施設に、冒頭、ギャンブル場ではなくてスポーツ施設や公園をという話もありましたが、基本的に、ここの土地というのは、民間の方が所有されているという土地に、民間の企業が進出しようとしている話だと思っておりますので、そこにスポーツ施設をつくりたいというのなら別ですが、公園とかという話は、また、全く別の話だと思っております。

あと、高浜市の第6次総合計画の土地利用には、二池は住宅ゾーンと書いてあると書いてありますが、住宅ゾーンといっても、高浜市、当然、既存の企業さん、商店さん、あります。そういった方も、当然入っていた上

での住宅ゾーンという設定なわけですから、そこに今から新しく企業さんが来ようと思うところに、第6次の総合計画には住宅ゾーンと書いてあると言われても、また、それとは別の話だと考えております。

そして、子供さんの話が、確かによく出てきます。私も実際、今、小学校2年生の子供、あと保育園の子供を育てている父親です。そして、私も実は、自宅のすぐ隣にパチンコ屋さんがあります。多分、今度できるギャンブル施設よりも、規模的にもはるかに大きいでしょう。そこを歩いて学校も行っているし、公園にも遊びに行っています。

当然、父親としてそういったところを通るときには、車に気をつけろよということを伝えて、私は子育てをしております。そういったことも含めて、この子供さんのことを心配するという気持ちはわかりますが、そういったことも含めて、みんなで、地域の皆さん、そして私たち議会も、できたあとも、しっかりとしたことをしていくことを考えていますので、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(13) この陳情第3号に対しては、反対の立場で意見を言わせていただきます。

まず、今までもそうでしたけれども、町内会さんのやり方に対して、でたらめな投票と、さまざまなことが書いてあるわけですが、この陳情においては、町内会の決定に対して無効にすべきだという言葉がございいます。これは、町内会さんの決定事項に対して、議会が判断すべきことではないということを思っておりますので、ここには賛同できるものではありません。

それから、ポートピアはギャンブル施設で、大切なお金を出させて、かつ、ギャンブル依存症の人を作り、しいては家庭を壊し不幸を作り出していますというふうに書いてありますけれども、これは偏見としか言いようのないことであって、こういう部分がゼロかといえばそうではないのかもしれないけれども、余りに偏見過ぎるというように思われます。

また、そのほかの部分も見させていただいても、偏見的主観によるものがところどころにあり、非常に違和感を覚えざるを得ないと言わざるを得ないと思います。以上でもって、この陳情第3号に対しては、反対をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第3号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の意見は終了いたしました。

これより、自由討議を行います。その前に席の移動を行いますので、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時55分

再 開 午後2時5分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《自由討議》

委員長 ただいまより自由討議を実施いたします。

自由討議を行う案件は、請願第1号から請願第3号まで、陳情第2号及び陳情第3号の以上5件で、一括して行います。

なお実施に当たり、次の事項が申し合わせされておりますので、御了承をお願いいたします。まず、委員の方の発言は挙手をもって委員長の指名により発言をお願いします。次に、委員長の発言も可とし、副委員長との交代なしで発言させていただきます。次に、自由討議の終了時間は、委員

長の判断で決定しますが、最大 30 分を目安として行います。限られた時間
でありますので、各委員からの発言は、簡潔にお願いいたします。なお、
発言は、委員会記録の中に記載されますので御承知願います。以上です。

それでは、御発言をお願いいたします。

問（２） では、質問等を含めて請願 3 件、陳情 2 件を全体間の中で、意
見を述べさせていただきます。

手元にはミニポートピア高浜の建設に関する反対の陳情とそれから請願
がありました。大きくまとめると、二池町の町内会で議決された内容の中
で、議決までの過程に問題がある、あるいは青少年、子供を含んでいるん
ですが、育成にギャンブルの施設はいらないという、大きくはその二つの
理由が読み取れます。この施設は、高浜市に初めて設立される公営競技施
設であることから、将来どのような影響があるかもわかりませんので、設
立に至るまでの経緯をきちんと記録に残し、将来設立されたあと、その検
証をすることは必要だと思います。

当然、議決前には主催者側が住民に対して資料等の提出があり、設立に
よるメリットがきちんと説明され、そのあと賛成派、反対派による討論が
なされたものと思います。そのときの議事録なり資料があれば、ぜひとも
提供していただきたいと思います。

さて、私の手元には、ミニポートピア高浜の計画概要書という書類があ
ります。これがそうですけど。A 4、8 ページほどの小冊子で、昨年 12
月に、ある議員さんより渡されました。株式会社碧海総合研究所が発行し
ているようなんですが、この小冊子には、発行責任者の名前がありません。
内容を読んでもみると、施行者である半田、常滑、蒲郡の各市が、地元自治
体である高浜市に対して、売上高の 1 % を上限として、環境整備協力費が
支払われるということが記載されています。数字に関して記載されている
のは、唯一これだけあります。

この小冊子の内容について、質問したいことがいろいろありましたけれ
ども、特にこの上限という言葉にこだわりたいと思いますが、文字面だけ

を読むと、コンマ1%でもこの約束を守ったこととなります。残念ながら本日に至るまで、説明会は開催されておられません。請願の中で、高浜市の活性化を目指す会から賛成の請願が出されますが、本来だったら、設立後のメリット、デメリットを数字でもって具体的に説明があるべきだと思いますが、そのような説明が何も記載されていません。あるいは、補足資料の中でも盛られておられません。従って、この状態においては、とても賛否の判断をすることはできません。

三重県名張市に、高浜で計画されているのと同様なミニポートピア名張という施設があって、2月4日に視察に行かせていただきました。ミニポートピア名張の経営は、名張総合研究所ってところが行っていて、その代表取締役の野中さんという方が、先ほどのミニポートピア高浜の計画概要書を作成した、碧海総合研究所の代表取締役を兼務しているということが、そのとき初めて知りました。ミニポートピア名張では、A4、4ページの公営競技についてという資料をもとに説明をしていただきました。この資料によると、碧海総合研究所は、民間事業者という位置づけになります。主に設置目的と運営体制が書かれておって、ボートレースチケットショップボートピアがボートレースの舟券の場外発売場のことであり、全国で71カ所が運営されていることが初めてわかりました。

なお、当日お聞きしたことをノートに書き留めました。繰り返しますけれども、当日お聞きしたことをノートに書き留めたんですけれども、私のノートを見返すと、本施設の売上高は、年間240億円あり、1%が環境整備協力費として高浜市に提供されるとメモしてありました。240億円という金額は、あまりにもちょっと大き過ぎると思うんで、これを確認したいんですけれども、残念ながら、野中さんから書面による数字の提供は一切ありません。後日、確認することはできません。

以上のことを前書きとして、私は三つの点をできることなら確認したい。

一つは、碧海総合研究所は、どのような立場で運営に関わるのでしょうか。また、売上高はどのように配分されるのでしょうか。また、碧海

総合研究所は、未来永劫、実は存続できるんでしょうか。それに加え、最低限今後3年から5年にかかわる、F Sの資料の公開をぜひともお願いしたいと思います。F Sというのは、事業計画という表現になります。フィージビリティスタディとなります。それと当然、最悪のケースを想定したF Sも必要です。F Sを拝見できれば、民間事業者が、この施設を今後どのようにしていきたいかがよくわかります。71カ所の先行しているポートピアにおいて発生した問題点とか、それらに対してどのような対策を行ったかという説明が一切ありません。当然、それについても伺う必要があります。

それらをもとに議論や質問をさせていただいた上で、初めて賛否の判断ができると思います。今までプレゼンしていただいたことはありませんし、重要なことに対する数字上のデータ、書面による提出が一切ありません。従い、今、賛否の判断ができる状態にないということを、ここで述べさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 神谷委員、どなたに質問を。

答(2) ポートピアを導入されたほうがいいとおっしゃった方に御回答いただけたらありがたいと思います。

答(3) 質問に対して、誠に質問で申しわけないんですが、なんのために。今、ちょっとたくさん言われたんで、全部メモできていないんですけども。基本的に今、数字の売り上げとかの数字の確認、数字の根拠ってというのは私のほうも聞きましたけれども、基本的に非常に細かな分析をされていて、それを基本的には出せない。基本的には企業秘密的なものがありますので。ただ、その数字をそうはずしたことがないと聞いていますので。これは、僕が出せる話でもありませんし、向こう側の方の判断に委ねる部分なのかなと思っております。

町内会の議事録の話が一番初めにありましたけれども、町内会の議事録に関しては、基本的には確か公開をしていないというような話も聞いておりますので、そこら辺に関して、それも僕が出せる話ではないので、申し

わけないですけれども。

設立後のメリットだとかデメリットだとか、3年先、5年先をどう考えているんだというお話がありましたけれども、基本的に、2月4日に神谷利盛議員も名張に行かれていますはずです。そのときに、なぜそういう話を聞いてこなかったのかだとか、逆にその間、質問ができたのではないのかなと考えておりますので、今ここで判断ができないと、説明がなかったから判断ができないと言われても、議員というのは、調査権を基本的には持っておりますので、そういった部分もしっかり考えてもらったほうがいいのかなと、私は思います。

問（2） お隣同士なんで、ちょっとおかしい話になるかもしれませんが、物事というのは、本来、実施したい側が説明に上がるべきです。

2月4日に行ったときに、私はその質問を思いつかなかった可能性があります。それを今、盾にとることは間違いです。

それから、お隣の柳沢議員ですけれども、あなたがここに紹介議員として名前を連ねている以上、あなたの言葉でもって、これがいかに高浜市にとってメリットがあるかどうかということ、きちんと説明する機会があつてしかるべきです。残念ながら、それがありません。私はそこを指摘させていただきます。以上です。

答（3） 説明がないというふうに言われておりますけれども、請願の趣旨でも書いてありますよね。わからなかったら、じゃあわからないから情報をくれ、ずっとそこでワーワー言っていると、議員じゃないですよ、もともと。議案に関しては、当局にわざわざ聞きに行くじゃないですか。調べに行くじゃないですか。僕らでも一緒ですよ、そのポートピアに関してだって、僕は4回行ってますし、現場も見させてもらってますし、話も聞きに行きましたし、事前に言わずに、抜き打ちで行っています。夜の状況だとか、帰りの状況だとか、常滑も見に行っておりますし、そういうところが、まず議員としての部分だと思いますよ。その情報が足りないから何ともできませんって言うのであれば、今ここで、神谷議員は判断が

できないのではないかなというふうには思いますけれど。

委員長 ほかに、討論ですのではかに。

問（８） 申しわけないです。３番、柳沢委員に確認したいことが多々ございます。

一点目が、まず、田戸町で話が持ち上がったときに、町内会の会員全員の投票をさせていただきました。そういう陳情を出してもらって、町内会さんがそこまで言うのならということでやらせていただきました。当日、開票のときには、私と北川議員が開票の立ち会いに伺っています。そういう形で、公正を期すという形でやっていただけたもんだと思うんですけども。今回、あえて田戸町さんでも、町内会の総会で決めるっていうところを、そういう形に変えさせていただいて、やらせていただきました。町内会の規則っていうのは、もともとこういう問題が起こるっていうことを前提につくられているっていうふうに思えません。

そういう意味でいうと、民意をどういう形で反映させるか。そのアプローチの仕方が、どうして田戸町と同じアプローチの仕方ができなかったのか。こういう形で、いろいろ疑問の声が上がるようなやり方で、そこで議会に持ち込むっていうことはどういうことなのか。まず、これを説明いただきたい。

答（３） 田戸町のお話が出ましたけれども、田戸町さんでのお話は、基本的に全員が投票したと。全員、要は町内の皆さんに案内を出して、一世帯一票ずつというやり方をした。それは、町内会長さんがそのとき、そういうふうに判断をされたんですけども、そのときに国交省のほうから、ボート協会さんのほうに、通常の町内会が決めているやり方、要は自治会の同意を取るために、日ごろ、どういう取り方をしているかと。

これは、二池もそうなんですけれども、基本的には班長さん以上の方が総会に出席をされて、出られない方にはもちろん委任状をお渡しされて、委任状に書いたやつを理事さんが回収をしてきて当日出すと。

田戸町のときに国交省の監督省庁からお話があったのが、それは賛成側

が多いにせよ、反対側が多いにせよ、慣例に沿ってないやり方。町内会の自治会の同意を求めらる中で、普段やっていないやり方、規約にないやり方で決めたものは無効になりますよというお話が、当時の町内会長の杉浦さんにお話があったにも関わらず、当時の町内会長さんは、あえて皆さんの意見を聞くため、決めるためではなくて、御本人もおっしゃっていましたが、意見を聞くために投票をしたと。その投票のあとに本当は町内会の総会を開いて、投票をもう一度したかったと。ただ、そのときに、もう町内会のほうに、要はボート協会さん、それから国交省のほうからも、私が聞いている話ですと、もう手を引きなさいと。要はそれ以上やると、基本的にはまた地域でごちゃごちゃしていくよと、揉めていくよと。

本来は、町内の規約に基づいたやり方で決めなきゃいけないものを違うやり方でやったということで、手を引いたというふうに伺っております。

あと、もう一つがなんでしたっけ。

問（８） あえて。今の説明はわかるんですけども、僕ら、そういうことを聞いていないんですよ。これ、あのときもそうやって投票してもらって、治まったからこれで終わったのかどうかわかんないんですけども、そういう形で町内会の会員は納得されたわけですよ。

今回、遺恨を残すようなこういう形で出てきたっていうことは、次、何が起こるかっていうと、町内会に対する不信感しか生まれませんよ。そうなってくると、先ほど冒頭でも言いましたけれども、町内会の加入率が今 60%弱。この方たちが町内会に対して不信感を持つと、どういう行動になると思います。そのときに、どういう結果を招くかっていうこと考えた上で、町内会さんも活動されているんだと思いますけれども、これ、離反を招いたときに、例えば、資源ごみの立ち当番、いろいろ町内会で活動されていることありますよね。ここに支障が出るようになったときに、二池町としてどう考えるか。その辺の意見を聞きたい。

答（３） 私が町内会長ではないので、全てが正確にはお答えはできませんけれども、基本的に町内会が今 6割ぐらいで、離反したらどうするんだ

というお話ですけど、実際、じゃあ今、町内のこと、地域のこと、全てのいろんなことを主でやってくださっている方々は、まず誰なのかということ、僕はすごく重要視をしています。

実際、今、反対が、結構声が上がっている。五丁目のあの地域、今、近隣だといわれている地域の方々がどれだけ、じゃあ町内会に入ってみえるのか。反対の会の会長さんともお話をしましたけれども、町内会に入っていない方も多し。それから、町内会に入っているけれども、なかなか立ち当番に出なかったり、公園清掃に行かなかったり、基本的に協力がそんなにされていない方も多しという部分もありまして、当時、私が5時間半、その会長さんと電話をさせていただいたときに、僕は、その会長さんの言葉ですけども、僕はその反対をしている会の方々に、ちゃんとそれを伝えると。権利ばかり主張していても駄目だよと、責任をしっかりと果たすようにしていかなきゃいけないよということを説明するということがおっしゃっていましたが、実際、今、そういうふうになっていないのが現状ですけども。

町内会を抜けていった場合がどうか。その不安をすごくあおられたという部分が今回すごくあるので、じゃあ一概に反対の人、純粋にミニポートピアが来ることに對して心配をされている方に対しては、しっかりとやっぱり説明をしていかなきゃいけない部分があると、それは自分も思っております、地元の議員としても。

ただ、そこにつけ入るように、公共施設のと時と同じように、国の政党の考え方、そういったものを絡めて情報を出した方々が正直みえます。それ実際チラシも、僕も全部いただいておりますけれども、習志野の話も今までさんざん出てきましたけれども、習志野の話でも全く違ふとり方、10年前に建てられたものの、その当時のチラシ等がある政党さんが出したもの、チラシを撒いて逆に不安をあおるといふやり方、そういった部分も見受けられます。純粋に心配している方と、そうでなくて、ミニポートピアであることに對しての政党としての反対をしている方と、そういうのが入

り乱れているので、そこら辺はしっかりと今後フォローをしていかなきゃいけない部分、説明をしていかなきゃいけない部分があると思います。

それから、反対の署名が53%、千三百何人という中でも、署名をした方、僕もそれぞれ反対の署名をされた方のところも回ったことがありますけれども、公共施設のとくと全く一緒に、知っている方が来れば、これはもう書かざるを得ないよねだとか、何十分も家の前に来られてずっと待たれたら、早く帰ってもらうために署名をしたという人もいると思います。

だから、一概に幸前議員が言われるように、今回、遺恨を残すかどうか。遺恨は何をするでも賛成、反対があるので、遺恨は残ると思います。田戸町でも賛成した人、反対した人。これ正直、遺恨が残っていないかという、自分も聞いてみて回っていると、遺恨が残っています。これは多分、公共施設にしてもそうですし、今回、二池のミニポートピアの件にしても、遺恨は残ると思います。

残るけれども、じゃあ、それをどういうふうに関後できたときに、地域の方々にしっかりと理解をしてもらえるようにやっていくか。建設的に物事を考えていくっていうのが、基本的には、僕は一番大事なのかなと思いますので、なので町内会に離反する部分というのをどう考えるのかっていうのも、基本的にはそれも、やめる方が出てくるのではないかなと思っております。

問（8） ちょっと継続して申し訳ないですけども、3番議員に、先ほど請願の中の賛成のところ、ノット・イン・マイ・バックヤードというお話しをしました。先ほど、2番議員の神谷利盛さんのほうから、要は、ミニポートピアが高浜になんで必要なんだと、その内容のところ。

先ほど、お話の対応で出したのが、公園ですとか保育園、市民にとって必要な施設ですよ。また、何らかの形で子供さんを通わせるとか、そういうこと。このミニポートピア自体が高浜市にとって、その地域の住民にとって、何で必要かがわからないし、そこに人が集まってくる。要は、リスクを負ってまで、そういうことをつくらんといけない理由、その、そ

もそも論。

先ほど、公共施設のときに、署名運動の話をされましたけれども、あの話のときは、高浜市としてこういうことやっていかないと、早晚行き詰まるっていうことを私が自分で信じたから、あれ活動を行っただけで、そういうものがないところでこの活動をやるといって、どういう意味なのかというのがまず理解できない。

答（3） 多分、全員、全部の方が理解はできないと思います。

基本的に誘致をしているものでもないのに、町内会が誘致しているだけか、そこの土地を持っている方が誘致をしているわけではないので、来てくださいよと言っているわけではなくって、僕が聞いた話であれば、高取だとか吉浜だとか、いろんな土地の選定があった中で、最終的に二池の方のところにお話が来た。

その話が来た中で、先ほど 13 番委員からもお話があったように、その一企業として、自分の持っている土地をどういうふうを活用していくか、資産運営をしていくかという部分の話であって、公営ギャンブル施設だということなんで、地元の同意と議会の反対のないこと。それから、首長の同意という部分、そういう三つの段階があるよという話の中で、今回これが上がってきているだけの話であって、基本的にこっち側から誘致をしているわけじゃないので、つくらなきゃいけないとか、そういう話を前面にまずしているわけじゃないんですよね。

元々の話のスタートが、違うと思うんですよ。迷惑施設だ、どうだっていう、このあいだも会派の中でいろいろ話がありましたけれども、幸前議員のほうからは、近所の方が一人でも二人でも、少しでも迷惑施設だと思えば、それこそ迷惑施設だというお話をされましたけれども、じゃあ議会でもそうですし、なんでもそうですけれども、地域でも何でも決めていくときに、じゃあ一人でも二人でも反対の人がいた場合に、それはじゃあやらないというふうに言っているのと、僕は一緒にとれるので。でも、どこかで判断はしていかなければいけない。議会は議会で、これを付託される

ものが出てくるわけです。それはもう、ルール上の話なんで。

問（８） 今の説明を聞いていると、何で必要なのかっていうところが、まず一番肝心なところ、これが、抜けちゃっているの。要は、碧海がどうのこうの、たまたま声が上がって、ここにつくっていいですよっていう話をしたというのはいい。だけど、それは高浜市にとって何で必要かということ全く抜けちゃっているんで、そこの部分の説明をまず求めたい。

答（３） 僕なりの答えでいいですかね。僕なりの答えとしましては、基本的にこの話って、碧南でも田戸でも話があったわけですけども、地域において非常に収益性、要は市に入る環境整備費というのが、非常に僕は大きいと考えました。

基本的に話を聞くと大体 2,500 万円から 3 千万円ぐらいだというお話です。じゃあ、高浜市の市内の企業で、法人市民税 1 千万円以上納めている企業、事業所数でいえば 900 弱、高浜市内ありますけれども、じゃあ 1 千万円以上納めている企業がどれだけあるかといったときに、10 社もないぐらい。じゃあ 2 千万円以上納めている企業がどのぐらいあるかっていうと、7 社、6 社ぐらいです。固定資産税だとかそういうのは、基本的には抜いておりますけれども、そういった部分で、非常に市に対しても大きいのかなど。

この中で、赤字がっていう話もありました。赤字があったらどうするんだと。基本的には、赤字がないものなので、そこら辺は多分しっかり説明をボートの運営会社の方に聞いていただければ、よくわかる話だと思うんです。

なので、そういった部分で、じゃあ何のメリットがあるんだっていったときには、地域に対しても、非常に協力をしてくださると。田戸町の時もいろいろとお話がありましたけれども、僕の中では今、これからお隣のちょっと例を挙げていいのかわかんないですけども、刈谷市さんでいえば、今の竹中市長が市内に防犯カメラを 1 千台付けると、小中学校にエアコンを全て設置していきますと。じゃあ、高浜市はどうかと考えたときに、

高浜市では今、公共施設でお金を使っていくこと。それから、社会保障費も膨れ上がっていく。災害のことも、考えていかなければいけない。そういった部分で、非常にお金をこれから使っていかなきゃいけないと。

でも、そこまで刈谷市さんと同じように学習環境だとか、防犯だとか、犯罪を抑止する部分での投資が、高浜市が今できるかといえば、やはりそれはすごく難しい。隣の安城市さんでいえば、それだけの財政力を持っているので、そういった部分で少しでも進めていけるのかなと思います。高浜市はと考えたときに、少しでも、豊田町さんでも企業誘致もそうですけれども、企業誘致だけではなくって観光もありますし、いろんな面で人を、高浜だとか、こういった西三河、衣浦港を中心とした地域に少しでも人を集めて、地域の商店だとか、いろんなところにお金を落としてもらうことも非常に重要ですし、そういった部分で、税収だとかそういった部分を上げていく。

それから地域の困っている部分でも、どういうふうに企業さんが協力をしてくれるのか。普通に企業が来るよりも、地域への貢献度っていうのは、非常にミニポートピアというのは大きいのかなと。

ただ、皆さんが懸念されている、安全だとか安心だっていう部分は、全国のミニポートピアが設置されている地域でも、そういった不安を持つようなもの、不安の材料になるものというのは一切ないと。犯罪が、ミニポートピアが来たことで犯罪がふえたり、交通事故がふえたというものがないということまでわかっているのです。

普通の企業が来る可能性もある。でも今回、話があったのはミニポートピアだった。その土地を持っている所有者さんも、いろんな企業の打診もあったそうです。ただ、その企業さんもやっぱり土地を貸すわけなので。
委員長 答弁を端的に、お願いいたします

答（３） 要は、自分の企業の収益の部分。不動産の運用という部分で、やはりプラスになっていくことを考えた場合に、それプラスそれだけではなくって、地域に対してもメリットがあるっていう部分で、普通の企業よ

りはミニボートピアを選んだというふうにも聞いているので、僕の中でちょっとそういう解釈です。ちょっと、長くてわかりづらいかもしれないですけれども。

委員長 ちょっと委員の皆さん方をお願いいたします。委員長の取り回しが大変不慣れで申し訳ございませんけれども、あくまでも請願第1号から請願第3号、陳情第2号から陳情第3号までの自由討議ですので、いわゆる自分が何でその案件に賛成であるか、反対であるか。そういうことを言うていただくのが、私はいいのかなというふうに思いますので。

今、確かに話なんかを聞いていますと、その意見に対してのあれで、わからないこともないんですけれども、もう少しほかの委員さん方もおみえになりますので、先ほどいろいろと意見を言うていただいたとき、私は賛成、反対というあれがありましたけれども、その辺のところをもう少し、時間があれでは足らなかったということで、こういったあれやなんかができていると思いますので、ぜひ一つもう少し、議論を違う方向に持っていただきたいと思いますので。

ほかに。

意（8） 最後に一点だけ。これはね、自分たちはやっぱり議員。住民、市民の方から選んでいただいている。自分がボートピアの近くにもし住んでいて、自分の子供、孫、ここで生活させる環境に置かれたときに、どう判断するかということをもまず考えていただきたい。その上で、皆さんが、男の方はあまり思わないかもしれないけれども、家に帰って、きょうは判断できないにしても、奥さん、お母さん、娘さん、この方たちに、ここで、今そういう環境が自分の家の横にできたら、ありがたいですかって聞いてみてください。その上で判断してください。そういうふうに思っています。

委員長 ほかに。

意（13） 今、その、自分に置き換えて判断してくれという話がありましたけれども、もちろん一市民としてのレベルの中でそういう考え方もあるかもしれませんが、議員として、高浜市全体の部分、そういったも

のを踏まえた判断をしなければならないところというのも、多々あると思います。

その件はいいんですけれども、私は、請願第3号を中心にお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的に、やはり、先ほども言いましたけれども、長年にわたって高浜市に対して、高浜市民に対して、交通安全、防犯、町のそれぞれの地域の地域づくりから活性化等にさまざまな活動をされてきた方々が、50名を超える方々が、署名をもって賛同の請願書をお出ししたということは、非常に重いというふうに思います。

そして、その中で先ほどありましたけれども、どうして高浜にいるんだという話がありましたけれども、これは、やっぱりより安定的な年収、年収というところとちょっと語弊がありますが、安定的な収益が上がるものをより選んでいきたいという、その企業の持たれている土地の有効活用という部分は、非常に理解ができる場所でありまして、それから、利益に左右されない、売上の上限が1%というところに関しては、約束されるというところも大きな魅力であるというところ。これは、高浜の財政力においては、非常に大きな理由の一つになるということも思います。

それと、もう一つは、先ほど2番委員が言われておった今後の見通し等、いろんなことがあるかもしれませんが、もともと今回、この請願、陳情がここに出てきている事情の中で、ポートピアという公営ギャンブルの場外の舟券売り場が、だからこそここに出てきている話なんですよ。通常、一つの企業が自分の会社の敷地をどこどこに貸したいという話が、こういう公営ギャンブルの関係の所でなければ、議会が判断すべきことでも何でもありません。要は売り上げがどうだからこの企業は駄目ですよとか、将来性がわからんからこの企業は駄目ですよという判断をする話じゃないんですよ、もとが。

だから、そういうレベルでいうと、より安定的な部分、安定的な収益を上げてくれる、自分の一民間企業にも恩恵がある、高浜市にも恩恵があると思われるところから声があったから、これがどうだろうかという話から

疑心暗鬼を持ってしまいます。ですから、本当にここできちんとやって、高浜市にそれなりのメリットが出せるのであるならば、やはりそれなりの説明があつてしかるべきだと私は思って、意見とさせていただきます。

委員長 ほかに。

問（12） 私、安定的な収入で、利益に左右されないような収益が高浜市に入るといってお話がありました。

委員長 12番委員、すいません。先ほど私もしっかり言わなくて申しわけなかったですけども、13番委員が言われたみたいに、私は何に対してという、そういう部分があつたほうがわかりやすいと思いますので。

問（12） 請願第3号に対して質問をいたしますが、高浜市に税収が入るといってお話がありました。ここで議論しているということは、やっぱり公営ギャンブルとして、ほかの企業が来るのと違う意味で議会で問題になっているってということでもあると思いますので。

そのことで税収が入るといことですが、田戸町的时候は1.5%だったんですが、今回は1%になってるんですね、環境整備協力金。ということは、ボートピアのほうも収益が下がっているのではないかということも思われるわけですが、そういうこともあつて、公営ギャンブルとして、やはり地元の同意だとか、議会の反対がないこととか、首長の賛成があることとか、そういう踏まえてこなればいけない段階というかハードルがいくつかあると思うんです。

そのことからいうと、やっぱりこれは公営ギャンブルはギャンブルであつて、ほかの企業が来るのとは違うということなんですね。だからこそ反対運動も出て、私どもも反対しているわけですが、その点でここにも書いてありますが、特定の目的を達成するために、健全な娯楽の範囲内で弊害をできるだけ除去することを前提に、これの内容を教えてくださいと思います。紹介議員の柳沢議員にお伺いします。

答（3） 要は、公営競技としてという、先ほどから公営、公営と言いますけれども、なんで地元と、議会と、市とそれぞれ確認をとっていかなき

やいけないかというのは、もう基本的には公営と付いているわけなので、民間でも民営でも何でもないということですね。

なので、基本的には公営ということですよ。要は、公が認めているものだからこそ、特定の目的を達成するためにと、健全な娯楽の範囲内、健全な娯楽というのは基本的に先ほどももうずっと、いろんなどころで話が出ておりましたけれども、例えば、何にいくらお金を使うだとか、そういったものに関しましても、個人の判断であって、別にそれが娯楽の施設という部分で娯楽と考えたときに、健全不健全という話でもないですし、健全な娯楽の範囲内で、弊害をできるだけ除去することを前提にという部分で国から公認されているという話なんです。

これ、別に何かこう、何かを説明してどうこうという話でもないと思うんですけども。公営競技として基本的には、国から公認されているものですよという部分で、何がよくわからないのかが、僕の中ではわからないんですけども、質問されている意味が。

委員長 内藤委員、申し上げます。私がさっきからずっと、お互いに対しての質問を認めちゃったもんでいかんですけども、本来からいっていくというと、私はこう考えると。これに対して、先ほども内藤さんは、3号の請願には反対だということを意見、言ってみえますので、それに対して自分のほうに、柳沢委員なら柳沢委員に反対にしてくれるような、そういったことを言うていただくのが、僕はいいのかなっていうふうに思いますので。ただ、それに対して、あなたの考え方をどうのこうのと聞くだけじゃなくて、そういうことをやっていただきたいと思いますので。

それですと、結果、一対一の意見で、どんどんどんどん時間がたっちゃいますので、すいませんけれども、ほかにもまだ発言されたい方もおみえになりますので、すいませんがその辺のところも配慮して、お願いしたいと思います。もう時間も40分の余を経過しておりますので、最初に申し上げているよりもかなり時間が経過しておりますので。

問（1） 一点だけ確認しておきたいんですが、先ほど今、田戸町の場合

は 1.5%の環境整備費ですかという話が出ていましたが、僕は1%だと思
っていたんですけれども、ぜひ知っている人がいたら教えていただきたい
と。

答(12) 1%でした。誤りでした。

答(9) 私、田戸町ですけど、ちょっと控えがなくて調べてはないです
けれども、1%だったと思うんですけれど。

答(12) 1.5%でした。

意(7) 監査委員なのであまり言わなかったんですが、請願のこの1、
2と、陳情の2、3で二池町にミニボートピアはいらないという趣旨の陳
情なり請願であったというふうに思っております。簡単に言いますと、私
がこのあれを知ったのは、実は私のところへ電話がかかってまいりまして、
お二人おみえになりました。その前に一応、陳情みたいな形で、一部を要
するに市の学童のために使うという要望書の案に署名していただけんか
ということで、それが最初でございます。

それで私は、中身を見させていただきまして、仮という、中身がちょっ
と気に入らなかったもので、仮ということで署名させていただきました。
それはそれでいいですけれども、それを持って来られて、2人の多分反対
派の2人だったと思います。おみえになっていきなり、何でこの署名のほ
うに署名したのかと、陳情のほうにですね。

それと、私の地区は青木町ですので、青木町にできたらどう思いますか
という形でお見えになりました。私は、別に青木町の西側、一丁目、工業
地帯が海岸べたにあるんですけれども、あそこならいいですよというこ
を言わせていただきました。

それと、本来なら田戸地区がよかったねということ、交通の便からい
いますと、すぐ入れて出られるということで、ちょっと話をさせていただきました。
そうしたら、私もそう思いますと。来ていただいた方が、その
ようなこと言われた。何だそれはと。要するに二池町、自分のところさえ
来なけりゃいいんだなということで、まず、そう思った次第でございます。

それである程度、皆さん方の意見を聞こうと思って、1時間ほどお話をさせていただいたんですけども、パチンコはいいけれどもボートピアのあれはだめだとか、そういうことを言われまして、その時点で私は、これ、ボートピアの建設には賛成しようということで思っております。

あまり意見を言いませんけれども、その対応の仕方によって私も、市が今から公共施設なり、社会保障なり、いろいろと税制上の問題がございます。少しでも収益を上げる施設であるように祈りまして、このあれは反対とさせていただきます。請願の1、2、陳情の2、3。

委員長 ほかに。

意(5) まず、ミニボートピアを建設するためには、高いハードルがあるんですよね。それ、まず地元合意、そして議会の承認、首長の判断。これだけ高いハードルがあるということは、その施設にはさまざまな問題があると。これは国もおそらく認めているから、こういう高いハードルをつくるわけで、この高いハードルを越えるためには、本当にすごく丁寧に、住民の方に説明をしなければいけないと思います。

先ほど、幸前議員もおっしゃったんですけども、その施設が来る周辺の人たちというのは、急に今まで安心安全に暮らしていて、急にそういった施設が来るっていうのは、本当にその方の立場に立てば、すごく辛いんだろうと。私も子供、おりますけれども、この前、妻にも聞いたんですが、やっぱり来てほしくない。やっぱりその人の立場に立てば、やっぱりそれは非常に大変なことなんだろうと思います。

そこの大変な人たちに、まずは誠心誠意説明して理解を得ることが重要であるのに、今回そこがまだできてないっていうことは、まだ地元の合意は得られてないということ判断せざるを得ないんですね、私の立場としては。なので、今回のミニボートピア建設っていうのは、時期早尚というか、まだ地元でも合意は出ていない、そういうふうに判断するとしか得られないので、私はボートピア建設には反対です。

委員長 ほかに。

意（12） 請願の1、2、陳情の2、3について、私、賛成なんです、先ほど来、言うのを忘れていたので一言。南中のPTAの方たちにアンケートをとったところ、8割以上の方が反対。このポトピア設置の合意については、反対だという声が出ています。ぜひそういう声も含めて、採決に持って行っていただきたいと思います。

問（13） 南中のPTAさんに、いつどのような形でとられて、何枚の配布で、何%の回収率があったのか。そのアンケートをとった内容の文面、教えてください。

答（12） ちょっとここでは、今、その用紙を持っていませんでしたので、あとでまた見せます。

意（13） どうしても、その数字上のものだけが一人歩きしてしまうんで、現状、確認をできないようなものに関しては、発言を控えていただきたいと思いますし、できれば撤回をしていただきたいと思いますというふうに思います。

答（12） PTAの方たちにアンケートをとったっていうのは本当のことですし、撤回する考えはありません。

意（13） 8割の反対というような回答のものが、今ここで発言しようと思っていて、手元に何も持っていないなんてことがあり得ますか。いくらでも言えますよ、そんなこと。

委員長 ほかに。

意（11） 私も一応、南中PTAの一員ですが、そのようなアンケートは見たこともなく、存じませんでした。PTAじゃないのかなと。また、家の子供が、私に見せなかったのかなとも思います。

先ほどの、8番議員の幸前委員が、女性の立場で、母としてどう思うかということをおっしゃいましたが、母として子供にこのような施設が、多分近くにあると、それは不安になると思います。でも、こういった施設があるという、いろんな社会の中で生きていく上では、そういったきれいなものも汚いものもある、ということをお知らせして、教育をさせるということも、また、教育のうちの一つではないかなとも思います。

請願第3号について賛成をさせていただきたいのですが、先ほど、場外舟券売り場の、売上額の1.5%が田戸町で落ちるといふふうにおっしゃってみえた方もいましたが、私のほうでは、公営ギャンブルだからその舟券を買ったときから、もうそれは国のお金になってしまっていて、誰も手出しをすることができない。その中の1%が、高浜市さんに環境整備協力費として落ちますよ、というふうにお聞きしています。ですから、その会社が、利益が上がろうが上がらないだろうが、環境整備費が売り上げの1%絶対に落ちるといふことで、収益があるといふこと、また、利益に左右されないといふことが言われて、お聞きしています。そういったことも含めまして、高浜市のその収益の安定性を見越して、こちらは賛成させていただきたいのですが。

また、不安に関しては、毎年協議会を開催していただきまして、その協議会の設置も義務づけられているとお聞きしていますし、その協議会の中でそういった不安を払拭できなければ、撤退をしていかなければいけないという施設だということも聞いております。そういうことを受けまして、私は賛成をさせていただきたいと思っています。

委員長 ほかに。

意(13) 先ほど、2番議員のほうの話でありました、全国71カ所あるこういう施設においての、どのような取り組みがされているのか、具体的な話がというような話がちょっとあったと思うんですけれども、私のほうの調査によって、一応、二池町内会の会長さん宛てのほうに、株式会社碧海総合研究所の代表取締役のほうから、道路利用とか生活道路に対しての安全の配慮、そういったもの、あるいは災害時にどのような対応するのかといった提案、それから防犯治安についての防犯カメラ等の設置、そういったものが出ております。また、防犯パトロールとか、清掃活動、そういったもの。それから、地元の催事の際のお手伝い等の申し入れもされているということも伺っております。

そういったレベルでいうと、先ほど来から言われているように、安定的

な収益が見込める企業であるということと、それから、地域のために活動していただける企業というところに関しては、非常に大きな魅力を持つ企業であるという判断をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、これは議会の反対議決がない、ということが条件になっているのでここに上がってきているという話であって、先ほど来から言うように、要は、市内に来ていただける企業に最も求めるというものは、長く安定的に高浜市内で業を続けていただけるということ。それから、できるだけ多くの利益を高浜にしっかりと落とさせていただくこと。それから、地域にきちんと貢献をしていただくこと、こういったことが非常に大きな魅力であるということを思っておりますので、この請願第3号に対しての賛成の意見とさせていただきたいと思います。

委員長 ここで、市長が公務がありますので、退席されますので御了承ください。ほかに。

意（8） 先ほど来、収益の話が出ておりますけれども、収益の金額、年額で2千万円から2,500万円、この金額っていうのは、どういう金額かっていうと今回、市営借上住宅、これ全てなくなったと思いますけれども、これ全部なくすだけで2千万円の効果、出ます。

だから、高浜市にとってやっていけないいけないことは、こういう形のお金に手を染めるのか、今、自分たちの懐に合わせてどういう使い方をするか、これを考えるほうが大事じゃないんですか。

そういう意味で、今回、市政クラブの政策提言書っていうのを、使い方を考えなさいということを重点に書いています。あれをやりなさい、これをやりなさいというよりは、今、市が持っている税金、これをどういう形で使うことによって、高浜市が持続できる基礎自治体であり続ける、これを考えさせるのが大事じゃないですか。

あるかもしれない。確か、公共施設の検討の中で一度言ったことがあるんですけども、捕らぬ狸の皮算用。要は、あるかもしれない、これだけかもしれない、確実に上がるかもしれない。そういうものに、本当に手を

染めるんですか。そういうことを皆さんに訴えさせていただきたい。

委員長 ほかに。

意(13) 現状、ここの出ている請願、陳情において、その収益に対して、こちらをとるか、あちらをとるかという話をしているわけではないし、それから、出ていくお金をどうするんだっていう話をしてるわけでもありませんので、今の8番委員の発言に対しては、議論する、討論するレベルにないという判断をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意(3) 8番委員さんとは、よく二人でいろいろと話を、この話をよくしたことがあったんですけれども、確かに、その市の支出の部分というのを、どう抑えていくかというのは、すごく大事な話であるんですけれども、僕の中では、もう基本的に考え方が違うのかなと思うんであれなんですけれど。

支出を抑えながらも、いかに行政だとか地域だとか、そういったものが収入をふやしていくのかという。それは、僕は市民のことを考えた場合に、収入をふやすことと支出を削っていく、その見直しを図っていくっていうのは、僕は両輪だと思っているので、その両輪が初めてあってこそ回っていくのかなと、それは、家庭に置きかえても一緒であって、支出だけを抑えても、収入をやはり、お金が足りないときは少しでも稼いでいく、そういったことやっぱりやっていかないと、回らなくもなってくるというのがあるので。ただ抑えれば何でもいいというふうには、私はやっぱり思っていないくって。

今回、そのボートレースチケットショップというのも、確かに幸前委員が勤めてみえる織機さんから、トヨタ系の企業さんからすれば、非常に小さな収益かもしれませんが。でも、今の高浜市にとって少しでも税収をふやすことっていうのは、まずやはり、支出を削っていく部分もそうですけれども、収入はやはり、上げていくというのも一つ大事だと思っています。

これ、ボートだけには限らない部分もあるのかもしれないけれども、い

かに外から人が来てくださるようなものも、どうやって高浜に呼び込んでいくかっていうのも、やはり考えていかなきゃいけないのかなど。税収が下がっていく中でも、どうプラスにしていくかってことをやはり考えていく。今回、先ほど 12 番委員さんから、弊害があってという話しでしたけれど。

委員長 簡潔にお願いします。

意（3） 公営競技だからこそ、国は公認するという部分で、弊害をやはり少しでも除いていくことを求められているんだよと。

だから、そういった首の皮 1 枚でやはり、会社としては運営会社として運営をしていくというのがありますので、そういった部分で、行政というのは基本的に単年度で契約をしていくわけなんで、止めようとおもえば、やはり止められるものであって、地主さんが土地を返してくれといわれれば、やはりそれは返せるものであって、地元で環境が悪化する、交通事故が多発する、それがすべてミニポートピアに起因するものであれば、それは止めることができるわけです。

それが、なぜ今、全国の 71 カ所もある施設で、途中で中止も、設置されたけれども止められていないかということ、やはりそれだけ近隣だとか地域の方々と協力し合って、住民の理解を得ながらやっている、というのが今回のこのミニポートピアでもありますので、そこら辺も含めて、しっかりと皆さんにも理解をしていただきたいと思いますし、僕はそういう意味合いで、請願第 3 号の、ミニポートピアを高浜へ設置するということに関して、賛成の気持ちは、やはり変わらない部分でございます。

委員長 時間が大変経過しておりますので、これで自由討議を終了させていただきたいと思えます。

《採決》

委員長 それでは、自由討議を終了して、ただいまから採決を取らせてい

ただきたいと思います。

初めに、採決に当たり1点お願いいたします。採決は挙手により行いますが、数の確認ができるまで、手を挙げたままをお願いいたします。

請願第1号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める請願

挙手少数により不採択

請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願

挙手少数により不採択

請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請願

挙手多数により採択

陳情第2号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情

挙手少数により不採択

陳情第3号 二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、本委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。

それでは、ここで会議の冒頭でお諮りしていませんでしたので、お諮りいたします。本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件について委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。
お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

以上をもちまして、ミニボートピア設置検討特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 12 分

ミニボートピア設置検討特別委員会委員長

ミニボートピア設置検討特別委員会副委員長